

平成20年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成20年9月10日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成20年9月10日 午後4時21分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	山口 久義
	副市長	古賀 一也	こども課長	井上 嘉徳
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	山口 克美	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	森 育男	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	大森 紹正	新幹線整備課長	須賀 照基
	産業建設部長	江口 幸一郎	観光商工課長	一ノ瀬 真
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	田中 明	建設課長	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	中島 直宏	環境下水道課長	池田 博幸
	企画・企業誘致課長	三根 清和	農業委員会事務局長	松尾 龍則
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	
	福祉課長	近藤 ヒデ子		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成20年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成20年9月10日（水）

本会議第2日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	平野昭義	1. 社会文化体育館建設問題について 2. 企業誘致と定住促進について
2	野副道夫	1. 機構改革に伴う住民の反応はどうか 2. 新幹線開通に向けたまちづくり構想は 3. これからの農業をどう導くか
3	太田重喜	1. 市道等の市有財産の管理は適切に行われているか 2. 市職員の守秘義務遵守について 3. 観光問題について 4. 農業問題について
4	梶原睦也	1. 学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて 2. 「個人情報保護法」の過剰反応について
5	副島敏之	1. 嬉野消防団の現状と地域防災体制の充実強化について

午前10時 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。議員の皆さん方には連日大変お疲れさまでございます。そしてまた、傍聴者の方々におかれましては、早朝からの傍聴、大変御苦労さまでございます。ありがとうございます。

本日より一般質問に移るわけですが、議員の皆様方の鋭い、そして活発なる質疑を期待しておきたいと思っております。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。19番平野昭義議員の発言を許します。

○19番（平野昭義君）

皆さんおはようございます。傍聴者におかれましては早朝からどうもお疲れでございます。

ただいま議長のお許しを受けましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、社会文化体育館建設問題について。この問題については、私や同僚議員からも何回も質問してまいりましたが、この問題は平成17年末合併協議会に提案された両町での確認事項で、塩田町にとっては長年の懸案事項であり、建設を待ちわびてこられました。同じ特例債で嬉野町においては茶業研修所は3月に完成し、古湯温泉の事業も着々と進めておられます。また、泉源の集中管理についても答申が提出されました。塩田町民の多くは社会文化体育館の建設問題について、千秋の思いで事業の完成を待ち望んでおられます。市長は、6月議会で私の質問に対し、しばらく時間をかしていただき検討したいとの答弁でありましたが、3カ月も過ぎた今日、具体的な進展はなされておられません。塩田町の3団体から有権者の73.3%、6,784名の署名が市長に提出されたことは議会日より嬉野市民に知らされております。

市長は、合併後、塩田町の全地域で区民と対話集会を積極的に開催され、「融和と歓声が聞こえてくる町づくり」を目指すことを提言されてまいりましたが、この問題に積極的な行動が見られず、塩田町民の多くは不満といら立ちが充満しておられると言っても過言ではありません。市長は慎重審議を提唱されるが、この問題は合併前からの問題であり、塩田町民の合意の上で決定されるべき問題と私は考えます。

嬉野町が提案された3カ所は事業は進められており、この問題は塩田町の総意で解決すべき問題で、委員会を結成されるならば塩田の住民の中から選出していただきたいと思います。リーディング事業で取り上げられてから2年半も経過しております。一日も早くアンケートを作成し、塩田町民の総意による場所決定をいただきたいと思います。

つい先日、9月3日、塩田町の全区長会の席で宮ノ元から下流域は冠水区域、いわゆる水辺の区域ですね、冠水区域とされているので、安全な場所をという意見があったと聞きましたが、市長はこの問題についてどのように示されたのか、また、検討委員会結成について、今年度中、町民の意見を聞き、21年4月以降審議会を立ち上げると答弁されているが、これは塩田町民の長年の願望に水を差す発言であり、今後の行政に悪い波紋が予測されます。ことし12月までには場所決定をし、早急に事業の計画に着手しないと、合併特例債は減額される可能性もあるのではないかと。この問題について、市長は一日も早く方向性を示していただき、塩田町民に夢をかなえさせるべきであり、その時間の猶予は限界に来ていると私は思います。

次に、企業誘致と定住人口促進について。

都市と地方の格差は年々拡大し、その上、高齢化は進み、特に中山間地域は崩壊の危機にあります。私は、この問題については合併前から質問してまいりました。合併して谷口市長に4回目の質問になります。市長の企業誘致問題や人口増対策は最重要課題として熱心に取り組んでいただいております。敬意を表しています。

4月から企業誘致課を新設されたことは、嬉野市の発展の第一歩と高く評価しております。また、6月議会で対策として定住人口促進の条例が制定されましたが、評判もよく、既に予約も数件あり、今後が期待されます。誘致活動と定住人口増加活動は車の両輪であり、市民全体に希望が抱ける大きな施策で、今からが第一歩であります。

嬉野町においては、お茶と温泉、塩田町には稲作と園芸施設農業を基幹産業としてきましたが、若者は生活のために仕事を求めて市内から離れ、高齢化が進み、人口は減少の一途をたどっております。企業誘致活動と定住人口促進に全力を注いでいくことにより、人口減少に歯どめをかけなければなりません。

日本は世界に誇る技術大国であり、さらに研究開発が進んでいくと思います。世界に誇る日本の技術産業を誘致し、企業、農業、観光の三本柱の基本計画を策定し、目標を掲げ、邁進することによって輝かしい嬉野市の未来に展望が開けるものと確信します。不況の中にあっても企業は生き残り競争に頑張っておられます。

地球温暖化防止に取り組まれている電気メーカーの大手各社は太陽光発電に力を入れ、世界じゅうの全世帯にパネルによる発電装置を設置する計画が発表されました。波佐見にはカメラメーカーで有名なキヤノンが進出を予定され、従業員1,000人を採用されると聞いております。企業進出のかぎは、生産された商品や部品を短時間で工場や港などに安心安全に直送される大型道路が要求されます。企業は自然環境がよい地方を望んでいますので、武雄インターから高規格道路計画を積極的に県に要望していただきたい。7月から定住人口促進が制定され、市外からの定住が期待されますが、他の市や町に負けない目標を立て、市長を先頭に議員、職員一丸となって日々努力していかねば嬉野市の未来に希望はないと思います。嬉野市においても厳しい財政難ではありますが、社会資本の投下と同時に企業誘致活動が開始されなければ宝の持ち腐れとなってまいります。「仏つくって魂入れず」ということわざがありますが、あらゆる機会をとらえ、仏に魂を入れる努力をしていくことが大きな今後の課題と思います。

以上、壇上からは終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。本日から一般質問が始まりましたので、真摯にお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。また、傍聴の皆さんにおかれましては、早朝からの御臨席に敬意を表したいと思います。

それでは、平野昭義議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく2点でございまして、社会文化体育館建設問題についてということでございます。

2点目が企業誘致関係のお尋ねでございまして、また、定住促進についてもお尋ねということでお答えを申し上げたいと思います。

まず、社会文化体育館についてお答え申し上げます。

審議会の皆様が長時間議論をしていただきましたけれども、両論併記としての結論をいただいたところでございます。御答申をいただいた後、議論の経過や答申の内容について、私の判断手段として再度検討いたしましたところでございます。結果として、以前から御尽力いただいております関係の方々へ、答申内容を御報告し、御意見を承る必要があると考えたところでございます。

先日、体育協会と文化連盟にお集まりいただき、御意見をいただきましたし、塩田地区区長会の皆様方へも御報告をし、御意見をいただいたところでございます。今後も各団体の御意見をいただきたいと考えておるところでございます。

今後はいろいろな意見を集約して具体的な計画に進めていかなければならないと考えております。長い間御検討いただきました審議会につきましても、以前の塩田町で御検討いただいておりますので、一定の方向づけがなされておったということでもございましたので、基本計画策定のための公的な検討の組織として確認の作業をいただける審議会として位置づけをしてお願いをしたところでございます。

冒頭申し上げましたように長時間議論をしていただきましたけれども、さまざまな意見がある中で結論がいただけませんでしたので、再度の検討が必要であると考えております。前回もそれぞれの団体などから公平に推薦をしていただき審議会が結成されましたので、次回も幅広い御意見をまとめていただく組織をつくり、議論をお願いいたしたいと考えております。

市民のお立場ではいろんな御意見があると承知をいたしておりますので、そのような御意見もお聞きいただきまして、それぞれの立場で御意見をいただければと考えておるところでございます。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように団体等から御推薦をいただき、御参加いただいた組織で検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、企業誘致につきましては、議会ごとに議論をお願いいたしておるところでございます。今議会でも議案として提出いたしておりますので、御審議をお願い申し上げます。

企業誘致につきましては、さまざまな方法により活動いたしておるところでございます。県に派遣をいたしております職員もおりますので、情報交換もできております。また、個人的なルートによるものや御紹介などもいただいておりますので努力をいたします。

企業団地につきましては、造成計画地として久間地区を入れておるところでございます。現在は先日、地元説明会等も開催いたしまして、整備につきまして説明をさせていただいたところでございます。開発協議に取りかかっているところでございますので、進出企業の見

通しができるよう努力をしてまいりたいと思います。

具体的な整備につきましては、進出企業と協議しながら進めるのが最も効果的でございますので、できるだけ早く候補企業を見つけたいと考えております。県などとの協議を今まで以上に進めてまいりたいと思います。

次に、道路の件でございますけれども、先日の西部地区の知事への要望の際にも意見を出しているところでございます。しかしながら、全県的な、また、全体的な道路整備の計画等もございまして、現在の私どもが要望しました道路につきましては見込みが立っていないとの発言があつているところでございます。今後は近隣の市と協力して再度運動を展開する必要があると思っております。

次に、市内の誘致企業との意見交換会につきましては、合併以降、毎年開催をしているところでございまして、企業誘致を目指しての情報交換と現状での課題解決の話を承っておるところでございます。今回の意見交換会では各社の現状と将来への課題について御発言をいただきました。また、学校の交通経路の変更の連絡や周辺の清掃等の課題、また、採用した市内の高校生への要望等がございました。高校との連絡の体制整備や早期退職者の対策について、高校と連絡していく必要を感じたところでございます。また、嬉野市の広報につきましても、温泉のすばらしさや住環境のすばらしさを積極的に売り込むべきとの御意見もいただいたところでございます。

次に、定住促進条例につきましては、6月議会に提案し、議決をいただいているところでございます。市内の事業所へのPRや近隣の関係団体へのPR等も行っており、また、ホームページでの市報、広報などでPR等も行っているところでございます。今後も努力を続けてまいります。現在の申し込み件数は5件でございまして、そのほかにも問い合わせ等もあつておるところでございます。

以上で平野昭義議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、市長のほうから答弁いただきましたけれども、初めのほうの体育館問題については今までずっと聞いてきた内容とほぼ変わらないような、かわりばえがないような答弁じゃなかったかと思えます。それにつけ、たまたま先ほど言いましたけど、区長会が8月ごろ要望されて9月3日に塩田の区長さん、いわゆる囑託員さん関係が全部集まって話し合いがあつたと。そのときの内容をもう一度、もし記憶があられば1点目にその内容を言っていたいで、それから2点目について、その中で、結局、下流域について県から示された地図ですね、これを元手に宮ノ元から下流域は、とにかく最高で5メートルくると書いてありますけど、そういう意味では市長としてどういうふうにごとでお話されたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

発言内容につきましては記録に残っておると思いますので、御必要でしたら正式に後ほど届けもさせていただきたいと思いますが、このことにつきましては、以前、議員さん方にも御説明をさせていただきました、県のいわゆる防災関係の新しい地図というものがあったわけでございまして、また、出席された方の中からもそのような、いわゆる防災の問題について発言があったところでございます。それにつきまして、やはり体育館と、また文化施設ということにつきましては、地域の避難場所になる可能性もあるわけでございますので、できるだけそういうところにつきましても利用できる施設として検討できればいいのではないかとということでお答え申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

古賀副市長にお尋ねしますけどね、古賀副市長はもともと塩田ですから詳しいですけど、この図面が私の手元にあるのはことしの1月ですかね、1月にこれがつくられた、20年1月7日ですね。こういうことは以前から全くなかったわけですかね、ひょかっとうこういうことが出てきたわけ、冠水地域、宮ノ元地区かな、最高は5メートルつかりますよと。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、県が示したハザードマップですか、防災ハザードマップのことだと思いますけれども、このハザードマップにつきましては、今回、県が初めて作成されたものというふうに理解をいたしております。この件につきましては、佐賀県下の低地に関する情報等を流すため、水没地域であるというようなことで色分けした説明があったものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについては非常に重大な問題ですもんね。今まで塩田はなるほど水害常襲地とい

うことは確かに皆さん御承知で現実にあったわけですが、しかし、こういうふうなどが既に県から図面の色まで塗られてきたということは、今後のそういうふうな公共施設の建物がいかがかというふうに、そこまで及ばんばいかんごとことを考えざるを得んと。ですから、市長として、私はこの問題には大きく、嬉野地区でありますけれども、関心が深いと思います。

私、ちょっと質問しますが、この冠水地域に今あるのは公共施設は中学校ですね。それから、あとは中学校だけで庁舎がありますけど、庁舎は今のところ、高台にちょっとげたをはかせてありますから、今現在では中学校と、今度体育館をそういうことを考えた場合にはそういう場所、例えば、2階、3階と、げたはかせてつくるのか、それともどこかに移るのか、そういうふういろいろ考えられますけれども、市長の今後の腹の中にこうせにゃいかんじゃろうというような気持ちがあれば、ちょっとそのことをお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる県がつくられました地図の重要性につきましては十分承知をいたしておりますので、発表後できるだけ早くということで議会の皆さん方には御説明を申し上げたところでございます。今、公表になっておりますので、そのことにつきましてはいろいろな手法で市民の方も御存じになっているのではないかなと思っておるところでございます。

私は、その課題と申し上げますのは、もちろん、施設のつくり方はいろいろございますけれども、その施設に、例えば、避難する場合に到達する道路がすべて水没をするということでございますので、やはり避難場所としては不的確だと、使えないというふうなことを前提に考えていくと、それがその地図の意味するところではないかなと思っておりまして、そういう点ではやはり多方面から検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

両論併記で、たまたまた宮ノ元地区と、ふらっとの横しが塩田町民の大きな議論の場となったわけですが、その中で73%という方々の出だしのときにはこういうようなマップもなく、堤防の高さだから安全だろうということで、市民の方もその署名を何の違和感もなくしてされたと思います。しかし、今、図面と市長の答弁を聞いてみますと、何さま、果たしてそういうことでいいかなというような疑問も感じていくし、署名された方々に対する説

明というですかね、いわゆる冠水地域の説明を十分にせんと、そこに主催された老人会、期成会、PTAの役員の方々が人をだまし討ちにしたというようなことにも相ならんかと。ですから、そういう点についてはただいま言われたように、今後のことは今後でこのことを考えていかにやいかんという、私の市長の答弁にはそうせざるを得んじゃないかと思うわけです。

それから、これは私があるときにNHKテレビの放映を見ておりましたら、まず1つは、南極の氷河がどんどんどん崩落していると。もちろん、北極も崩落してするとなればどうなるかという放映の中では100年後には地球全体が海面が7メートルから8メートルは上昇するだろうという、これは観測予測ですから、そうなるとは決まっておりますけど、ある専門家が出したデータではないかと思えます。その地球の温暖化は、ことし、北海道でサミットがありましたけど、世界じゅうの集まった各首脳たちが、私から言えばあれは何やったかなと、三夜待ちやったかなというふうな感じで、とうとう何の結論もなくして終わったと。こうなれば地球温暖化はますます加速するじゃないかと。ということは、今でも化石をどどん使ってきた結果がこういうふうな現象になってくるし、ただ、海の海面ばかりじゃなくして、鳥の移住とか、鳥の移動とか魚のすみかが変わったとか、それから今までなかった花が高山植物になっているとか、いろいろな生態系が非常に侵されてきていると。そういうことを考えると、やっぱり体育館の場所問題についてもそういうふうな避難場所だから重大な問題じゃないかと、私も考えはするわけですよ。ですから、このことについて、県もそういうふうになっているし、例えば、そこにすれば冠水予定地域じゃなかったですかと、県が逆に図面をやったときにはね返ってきやせんかと、これでいいですかと、逆にですね。ですから、そういうことを2度も3度も手間かくつよりか、やっぱり本当に安全なところを選ばにやいかんというふうにも思っております。このことについて、ここまでくれば市長、私はたまたま区長さんから聞きましたけど、ことしじゅうに意見を聞いてきて、来年に審議会を上げると。来年というのは合併4年ですよ。これは合併特例債ですから、17年の12月ぐらいから持ち出してきた話が、もう4年も経過した、どうにも決まらんと。これでは市長の慎重さもよかばってんが、もう少し塩田の町民に融和と歓声が聞こえてくるようなあなたのいろいろ発言行動を期待しておるばってんが、私は少なくともことしじゅうに、忙しかろうばってんが、対話集会を塩田の公民館でもいいでしょう。そして、場合によってはそれができんとだったら企画課担当に頼んでアンケートでもいいでしょう。とにかく塩田の総意が反対しなければいいんですから、12月までのうちにそういうふうな計画があられますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては以前からお話ししておりますように、水害、災害の問題につきましてもいろいろ踏まえてですね、以前の塩田町のときに結論が出ていたのではないかなというふうに思って、この審議会を立ち上げさせていただいたわけですが、しかし、そういうことがなかったということでございますので、今、やはり地域の方に再度御意見を承ってまとめていきたいというふうに努力をしておるところでございます。

いろんな施設をつくる場合の手続等もあるわけですが、やはりそれぞれの施設が完成した後にですね、いつも申し上げますように市民の方が喜んで使っていただける、そういう施設をつくる意識の醸成というのは必要なわけでございますので、今、その時間として使わせていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私が言っているのは、たまたま区長会の言ったことが本当かわかりませんが、とにかくことしの12月まではいろいろお話をあちこち聞いて、来年度の4月以降審議会を立ち上げて、審議会も1回でさばける審議会ならいいですけど、仮に3回も4回もすればもう夏になると。すれば、今度は次はまた、恐らく場合によっては皆さん、議員の私たちも市長も一緒ですけど、次は改選期になると。そうなればとうとう4年間はでけじ済んだばいと、これでは塩田の人はそれで済むかと。

私は、ある人から言われたですよ。「ぎゃんすっないば、ちょっとおもしろうなかのう」と。合併におもしろうなかと、塩田独自でもうできたはずというごたっ話まで聞きました。ですから、そういう意味では市長、あなたが1人でつくるわけじゃなかばってんが、そういうわけじゃないですけど、とにかく12月までにね、まだあと3カ月あります。私ならばつくりまします。いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、いろいろ団体の方とまた協議をしている段階でございますが、今お話がありましたように、先般の区長会の席で今後予定としてどう考えているかということで御質問がありましたので、そのようにお答えをしたということでございます。現実的には、やはり事業の進捗のことを考えていけば、そういうスケジュールが一番適切ではないかなと私は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

そこはよくわかりますよ。そこはよくわかりますけどね、あとは、時間も2年半、もう3年近くたっておる今の時間ですからね。しかも、こういうふうなマップが、ちゃんとしたマップを見て一番ひどいところでは深さが4メートルか5メートルとまで図面に書いてますから、恐らく今まで一生懸命になって議論してきた、あるいは場合によっては違和感もね、お互いにいろいろな問題でぎくしゃくしてきたことが、これによって一掃されるごたっ感です。宮ノ元だめよと、久間地区もだめよと、もうあと何も言うことじゃないですか。結局、その以外ということに考えられるわけ。ですから、そこについて集中してすれば、ことしじゅうにも結構、区長さんたちが55人おられますけど、もう文化協会とか体育協会の話も聞かれて、ほとんどの方はもう耳にたこのでくっごと話を聞いとんさっけんが、少なくとももう少し専門的な意見を聞かんぎ、ただ、安全・安心のことだけを考えれば、もう場所は考えんでよかと、いや、時間な。市長、いかがですか、少なくとも12月議会は、この場席で、リーディング事業で取り出されてきた問題は、ここの議会で採決ができましたよという報告がされて、次の最後の4年目にあなたも入ってもらいたいと思うばってんが、いかがですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員いろいろ御承知のように今回の問題につきましては、旧塩田町の間で長い間議論があっておるところでございますので、そういう経過を踏まえて、やはり審議会の皆さん方も慎重に御検討いただいたわけでございますので、やはりその時間というものも大切にしないといけないというふうに私は考えておるところでございます。そういうことでございますので、今年度につきましては、いろんな条件等も承りながら話がまとまっていけばというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

ここはくどいように申し上げますけどね、いろいろな話はもう限定されたと私は思うよ。ということは、今まで約2年半ぎくしゃくしながらお互いに町民の間でもあったことが、この図面で冠水地域ということが指定された上は、もう恐らくこれで決定的になったと私も思うわけですよ。特に地球温暖化が進行している時代に逆行する必要はないですから。やっば

り安全をすれば、市長は今おられても、恐らくあと20年、30年は市長ではないと思いますから、そのときに谷口市長がつくられた場所は、やっぱりよかったばいと、間違いなかったとこばいとなると、ごっとい水につかってうらめしかと、もうきゃあ流されたというふうなところとどっちを選ぶかということは2つに1つでしょう。場所はここ以外ということやっけん、もうはつきりわかっつ。

ならば、これは古賀副市長に申し上げますけど、たまたま塩田の4つに提案されたとき、下野辺田地区、それから宮ノ元地区、それから町分地区、それから今の源蔵地区があったです。それにすぎ、美野の源蔵地区も遊水池で曲げられんけん、あがん公園も低かわけです。ですから、源蔵地区はまずだめと。そうすれば宮ノ元、その地区もだめならば、どこを選ぶかと。あなたならばどこを選定しますか。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

私ならばということでございますけれども、先ほど市長がお答えいたしましたように、いろいろな団体から御推薦をいただいて、県のそういった調査の結果、公表されております、その図面等も公表しながら、改めてまた協議をするのも必要ではないかというふうに思います。改めてその場を経て、皆さんの各種団体の意見を総合的に聞きながら、やはり決めていきたいということで市長も申しておりますので、そのような形でそのマップも公表しながら、審議会に提案をしながら今後御審議をお願いできればというふうに思うわけでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

改めるのも改めなくてもね、結局、場所はどこかと、それだけ1年半、2年半もいろいろ、非常に仲間たちも同僚議員とも何となく思うこともあるようなことになってしまいました。これが解決すれば全くありません。ですから、場合によってはこの冠水想定区域のマップを前面に出してこうしなければいけませんというリーダー的な、執行部もたまにはリーダーをとっていかにかんです。区長さんは副市長やなかとやっけん、結果的にはあなたたちが決まっわけだ、最終的には。ですから、そういう意味では区長さんはある意味では助言者ですよ。ですから、ああそうですか、それはそれでよかですと、恐らく異口同音でしょう。ですから、そう時間はかからんけんね、ぜひことしじゅうにしてもらいたいと。

それから、建物にしても、もともと2つの建物、社屋がありましたけど、ああいうふうなことじゃなくしても1つの屋根の下で文化があれば文化を、体育も一緒になって、諸富を小さくしたような感じで私はよかと、また、大半の方がそう言うておられます。ですから、無駄な経費を使うので、2つもつくれば、いずれは維持費も、屋根が壊れれば、また台風が

くれば修繕も要ります。できれば簡素化して金の要らんごとすると、私は建物についても言いたかと思えます。とにかく建物も、また後のことですから、場所が決まらんことには話のでけんけんね、場所についてしつこく言いますけど、とにかく冠水地を1つの母体にせんと、塩田が幾らこの真ん中につくっても、県に出してみても、これはだめじゃないですかと言われてればもう終わりでしょうが。だから、私がさっき4つ言ったやろ。その中の町分じゃないですか、答えになれば。そう思わんですか、古賀副市長。

○議長（山口 要君）

副市長。

○副市長（古賀一也君）

議員のおっしゃられることはわかるわけでございますけれども、前回の審議会で両論併記というような形で出されたところでございまして、それを踏まえて、やはり今後の県のマップ等も示しながら、改めて協議をお願いするということになるかというふうに思います。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

踏まえててね、審議会を踏まえてと、審議会のしてきたことが、せっかく頑張ってもらって両論併記になったばってんが、結果的には冠水地域やったと。ありゃあ、何しよったかい、2年半もていうことになってしまったわけ、ことしの1月のこの県の提案を見れば。これは恐らく県が勝手につくったっじゃなかですよ。恐らくこれは気象庁とか、あるいはそういうふうな専門家がちゃんとした研究のもとに今現実を書かれた図面と思います。ですから、まず宮ノ元と中央にね、私たちも審議してきましたけど、このことを知りませんでしたからね、よかろう、よかろうと思ったばってんが、ここを見れば、私個人的にもお勧めしにくかと。ですから、やっぱり孫、ひ孫のことを考えれば、市長が言われるように避難場所に足りる場所となれば、今4つ言った美野も源蔵もだめ、宮ノ元もだめ、野辺田はもちろん出とらんやったばってん、そのかわり中央公園の横しやった。それもそういう場に入ってしまったおるわけ。後でまた出てくるばってん、中学校もそういうことになっていきます。ですから、はっきりした指針をびしゃっとね、一口返事すっぐらいの気力のあらんばいかんですよ。市長、とにかくあなた、これで最後にしますけど、ことしいっぱい場所の決定は、急ぎながらもやってくんさい。ぜひ市長、御答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

やはり塩田地区につきましては、いろんな会議でもお話を承りますし、合併しましたときにも、この以前は10年、15年サイクルで水害の問題と闘ってこられたということは十分承知をいたしておりまして、また、ダムが2つできましたけれども、やはりまだ十分ではないということだろうと思います。しかし、そういうことを踏まえて、以前の御審議もあつとったわけでございまして、そこらにつきましては審議の経過も十分尊重して、審議会でも御検討をいただいたのではないかなというふうに思っておるところでございます。しかしながら、結果として結論が出ておりませんので、今いろんな御意見を承っておるところでございますので、ぜひ慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

慎重はいいですけど、私は慎重を聞かんでね、時間を聞きよるわけ。何月何日までいいですかと、そうすればあなたも、気もさわやかになるし、ほっとしますよ。そういうことですよ。いつまでの市民の方がね、ここには数名来られておりますけど、ほとんどの方が谷口市長に照準を当ててあつてですよ、いつ返事のあつとやろかと。ですから、ここで谷口市長は、うん、ことしじゅうには何とかすつて答弁しないよつたばいとなれば、これは塩田の方は、あなたに歓声以上の歓声を感じますよ。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

そのことにつきましては、区長会の席でもはっきり申し上げたとおりでございまして、お尋ねがありましたので、今年度中は意見を聞かせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今年度というぎ、来年の3月でしょう、ことしじゃなかでしょう。三根さん、企画課長、企画部長かな。この担当者、ちょっと答弁してください。今、市長に私が質問しよつた時期の問題で。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

三根さんじゃろ、このことについて担当課やっけんが言うばってん、12月までのうち、でけんですか、時間的にどうしても。市長はね、新幹線かれこれ忙しかけん、いろいろ思惑あつてのことか知らんどん、あなたが計画すればでくっでしょう。こうなれば、さっき言うたごと知つとんしゃつごとね、冠水地となれば、もう逃げ場所なかじゃないですか、どこも。ここまで県が示されれば、それを無理してされません。今まで2年半、私たちここまではよく知りませんでした。三根課長、答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

いろんな御議論をいただいて両論併記という形になりまして、審議会の中でもこの水害の件についてはいろいろお話があったところです。それは答申書の中にもその一部が書かれているところです。

今回、県のほうが出されたハザードマップについては、両地区とも水没するという形になっております。そういうことも踏まえて、今いろんな団体の方と御意見を聞かせていただいているところですので、これを12月にといて、3カ月あるじゃないかということですけど、まだいっぱいほかの団体もおられますので、せめて意見をいただくという時間はいただきたいというふうに思います。そうしないと、偏った団体だけの意見で立ち上げるということは、またいろんな不満も出てくると思いますので、市長が申しあげましたように今年度いっぱい、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

これがずっと以前の時間的なことやったらいいですけどね、既に合併してから、来年がくれば、もう最後の年でしょう。合併した当初から塩田の人は体育館はいつやろうかと、夢にまで見た人もおるわけよ。そういう中で、結局は両論併記になったばってんが、その両論併記という場所は市長が申しあげますように、県からこういうふうなマップが出てからは、それを無理してまた再度そこに立ち上げてつくる話ではできません。これは私もできないと思

ます。ですから、あなたがいろいろな人の意見で、いろいろな人で、塩田はたった1万1,000人ですよ、そのうち子供もおりますから。7,800の人間に聞けば、もう既につくるということには賛成ですよ、皆さん、反対はおらんけん。そいぎ、あとは場所でしょうが。ですから、その場所は今までは私たちも学識のなかったばってんが、たまたま冠水地となれば、やっぱりそれは十分尊重して、将来の、未来のことですから安全地帯を、市長が言うように、まずやっぱり避難場所、それを提案して、逆に聞く以前にあなたたちが提案してみて、これどがんねと言って質問形式もよかですよ。それは1回で済むでしょうが、1回で。区長さん55人寄すぎにゃ。なしてそぎゃんさばけん。さばかしんさい、さっと。三根課長、あなた、サボってるよ、あんたは。答弁。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

場所が決まれば、すぐにでも取りかかるということ是可以すると思います。一番問題なのが場所になります。冠水をしない地域ということになりますと山手の地域となりますので、これがまた山手になりますと、ちょっと中央から離れるところになるとか、またいろんな御意見もあると思いますので、そういうのもひっくるめていろんな方々、団体の方々の御意見をいただきたいということで御答弁申し上げているところです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

この問題はこれで最後にします。結局、市長としては確認しますけど、今年度中にいろいろ人の意見を聞いて来年度に審議会を立ち上げると、私はそれでは遅かということをおっしゃるけど、市長、できれば先ほど登壇のところで言いましたけど、塩田町民のあれは限界に来ておるわけですよ。今のところ、我々は市長の面見たかて言うばってんが、まあいつときすつぎ市長の面も見とうなかごとなつよ。そういうふうなことじゃいかんけんね、やっぱりあなたが先頭ですから、その先頭の方が、あとは判断を迅速にやるか、なかかということをおっしゃるから、一応あなたは答弁したろうばってん、その中で早目にさばくつごと努力してくんさい。いかがでしょうか。それ以前でも早くできれば、決定をさばくつごと、場所の決定あたりは。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

年度内にいろんな意見を承って、また、新年度につきましては議会のほうにも御相談を申し上げます。公的な組織を立ち上げるということでお答え申し上げておりますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは次の質問に移ります。企業誘致と人口増対策のことですけど、たまたま企業といえ、どこの市町村も非常に最近熱を入れたと、おびただしかと。特に最近で聞いたところは、これは大きなメーカーでしょうが、私は会社は行ったことありませんけど、キヤノンという会社が波佐見に1,000人規模で進出されると。そして、いろいろ協定もできて間もなくやるというようなこととか、それから鹿島には既に去年、トヨタが200人の企業進出しました。それから小城市は、これはきょうの新聞ばってんが、小城工業団地の調査を実施、約12から19ヘクタール、9カ所と、これについて、小城の議員は何人か知りませんが、6人がこれに質問したと、企業誘致をしてくんさいと。これは、けさの新聞ですよ、見てくんさつぎわかってわかりますけど。そういうことで非常に企業側もこういうふうな熱心になってきたということは、逆に言えば百姓じゃ、飯は食われんということですね、田舎におっては、どこの子供さんも一緒でしょう。恐らくことし大学卒業、高校卒業する人がおられるけれども、嬉野のあそこに就職決まればいという者はまず聞かんでしょうが。親も東京のどこどこ、福岡のどこどこで、もう卒業せんうちから考えるとが今の実態でしょうが。それではいけないですよ。やっぱり嬉野のどこの会社に行こうとって子や孫をふやすという、そういうふうな本当の意気込みがなかれんば、ますます衰退すると思えます。そういう意味ではやっぱり企業を、幸い中通地区に一応9町、三根課長を先頭にやっておられますから、それは敬服します。

それから、この企業について、私がこの図面を持ってきたのは、なぜ毎回毎回持ってくるかにやあと思うとんさろうばってん、これは参考資料ですけどね、これを見ていただくとわかっばってん、たまたまこの中に企業が来れば、私も工業団地の方とも情報公開でもらって見てみました。そのとき、やっぱり言われることは、道路がせもうして曲がりにつかとか、あそこは特に大型車は20キロに制限しないとざつといかんとか、それからもっと厳しかことを文書に書いてありました。役場職員はもっともっと働け、ぬるま湯につかったごとしとつという、極端に言えばそういうふうな言葉で、恐らく行かれた方はじかにそれらしか言葉を聞いとんさつて思っばってんが、やっぱりこういうふうなことをするときには、だれかが気違いになつたつのおらんばいかんじゃん。もう、あん人は飯食うとぼうつ忘れとつばい

と。そのことに熱心かと、そういうふうな人物がおらんと、こがんと成功せんですよ。だから、朝8時から来て5時に帰って終わり、さよならじゃね、これは成功するとも成功しません。ですから、そういう意味では企業の方は死に物狂いですよ、今。

ですから、ここで一番わかりやすく私が言うことは、たまたま私が書くとのなかったけんクレヨンで書きよったぎね、何かぼかしたごとになったばってんが、たまたま場所だけはわかりますね。(資料を示す)ここが企業団地ですよ、嬉野の方は来られた方はあるか知らんばってん、大体ここが工業団地。その中で一番苦労されているのは、これから来ておる、紫から来て紫に出る、これ農免道路で、この西山の団地のほうから入ってきて、県道のほうから入ってきて、今度は八幡さんのほうに出て、野辺田に出て、これが農免道路。そいぎ、ここも柿色の線、これが市道ですね。そいぎ、市道もこの幾らでん曲ぎっておるカーブを3回も4回も曲がりながら、大型車が下と北志田の498号に入んさっわけですよ。そいぎ、あそこまで4分30秒、時速20キロで。距離的に近かですね。

そういうことで、結局、私はあえてこれを持ってきたのは、こういうふうな小さな道路が入ってしもうとっけんが、ここにあって、先ほど市長も答弁されましたけど、赤の部分は広域道路の計画をしていたて、企業が進出しやすかと、あるいは企業がきて喜ばれたというのは道路ですよ。幾ら広うつくっても、袋路じゃいぎ何もならん。ですから、このことについてね、市長、この図面と、それから、私が先ほど二、三点言いましたけど、まとめて答弁してください。

○議長(山口 要君)

市長。

○市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、既に開発協議に入っておるところでございまして、できるだけ早く進めていかなければならないと考えております。

また、先般の進出企業との協議の中で、今の道路の話は余り出ておりませんが、近隣の地域との連携道路といいますか、交通安全をぜひ確保できるような配慮をしてほしいというような話がありますので、そこらにつきましては、一番はやはり学校の問題でございまして、団地の皆さん方は特に支障としてはないということですけど、やはり子供たちの通学路も重なっておりますので、そこら辺について、通学路と勤務される皆さん方の道路というものの整理というのですか、そういうものができればいいのではないかというふうな御発言をいただきましたので、今後、そういう点でも意を図っていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(山口 要君)

平野議員。

○19番（平野昭義君）

たまたま多久市、あそこは大体もともと5万人ぐらいの産炭地で、今から30年ぐらい前は景気やったですよ。結局、炭鉱が油にかわってからはどんどん減って、今2万2,000人ぐらいの人口規模になってしまったわけ。そいぎどうするかということで、10年ぐらい前から埋め立てたのが企業団地ですね。そこで一時は不景気で塩漬けの感じやったろうばってん、ここ2年間で6社が進出したと。これは新聞に堂々と書いてあるのを見とったはずですよ。これは7月9日の新聞ですよ。そういうふうで、多久の方も横尾市長、私も知っておりますが、死に物狂いですよ、やっぱり、ああいうふうな山で。そいぎ、大きなメリットは高速道路、あれが幸いあそこんたいにインターができたけんが、それを活用したとが多久の工業団地の開発の大きな目ですもんね。

そして、おとといか、多久に電話したら、貴重な話を聞きました。後でまた申し上げるばってんが、第1に電話先やつけん、顔は見らんばってんが、宮田さんという人と2人の方が企業課とまちづくり課と2つのところに電話しましたら、まず私の印象を受けましたところ、電話の先で非常に明るくて元気で、すばらしかねえと、こっちが圧倒さるごたっ話も淡々とされるし、やっぱりさすがに必死になって担当課は勉強しとんさんにやあと、そういう印象を受けました。そして、早速ファクス5枚を私に送ってもらいました。

まず、第1に何か事を始むるときには、先ほど言いましたように寝食忘れるぐらいの努力をせんと、どこでも競争でしょうが。結局、塩田ばかり、嬉野ばかりと思うとろうばってんが、よそさんもどんどんどんどん、企業をとろうで頑張りよったわけですよ。そいぎ、たまたまその中で多久の方も6年間じゃいろ県に出向されとった。出向のことも言われました。出向の方が4件、企業を持ってこられましたと、そういう点についてはどなたか把握されている人がおられたら、出向の方からの熱意かにや、あるいはその連絡とかあったら教えてください。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

もう一度質問をしていただけますか。

○19番（平野昭義君）

結局、多久はね、ある人が6年間ばかい県に出向しよったと、企業関係に。ここも行きよっでしょうが。ああいうふうなことで。そいぎその方が4件の企業を紹介して持ってこられ

たと。ですから、県におれば、いろいろな全国にネットのあっけんが入りやすかと。そいけん、ここでもそういうふうな兆候がありましたかと。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

お答えします。

現在、昨年9月から嬉野市から1名出向して、現在、企業誘致の企業立地課のほうで誘致活動をされております。その中で特に嬉野市に関する情報につきましては随時情報を入れていただいております。昨日も県のほうから案内をいただきまして、企業の視察があったということで着々と情報の収集、あるいは伝達については十分な情報提供をいただいております。ただ、まだ成果としては出ておりませんが、そういったものの中から、近々そういった立地が可能な企業が決定するかというふうを考えております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

やっぱりこういうふうな低迷した時代でありますけど、恐らく中国もオリンピックが済んだとなれば、外国製品がよかとばかりじゃなかけんですね、非常に日本の技術者を呼ぶわけですよ。ですから、そういう意味では、もう中国さん行くけん、だめばいとかね、賃金の安かけんだめばいとかな、そういう落第した会社ばかりじゃなかと思えます。場合によっちゃ中国に行つて塩田の方もだまされた人もおんさつです。私、びっくりしました。名前こそ挙げられんばつてんが、約50,000千円ぼられたという話も聞きますから、簡単によそに行つてもうかることばかりじゃなかと思えます。そういう意味では先ほど言いましたように、今後、大手の電気メーカーが世界じゅうに地球温暖化を防止するために太陽光ソーラー会社をつくりましょうということで、恐らくそういう企業が田舎にも、よかあんびやあなかですかと、土地なかですかと言うてくる可能性も十分あるわけですよ。しかし、今やとつとつと造成の計画もあいよつけんよかばつてんが、何もなし、古家は1軒じゃいあいどん、どがんですかて、そがんことでは、そぎゃんふうな精密な機械は来んけんが、やっぱい団地を造成して、しかも、しっかりした進入道路、それから高速を少なくとも——これを見れば、高速は、ここから私がかつてみたら3,000メートル、3分で行きますよ。ここからここまで行くのに今の佐賀シールのにきから。ここをこうこう行きよるぎね、これでもう4分ぐらいかかつ。ここを出て行きよつぎ、また3分ぐらいかかる。そいぎ、何もかんも10分ばかりでここに来んばらんわけ、上の信号機を来うでちゃ。来るだけじゃなく、この不便さば言いんさつわけ、不便さば。くりくり曲がつて、くりい曲がつてね、曲げられんと。そいぎ、またバックして、危なか、子供のおつけん。たしか20メートル以上あつけんですね。ですから、私はこれを

することが嬉野市の発展の1つの大きな目玉というかな、この間も言いましたけど、もう忘れとんさっと思うばってん、あそこの鹿島、太良に行きよる高規格、207号線かね、あれが1日に1万6,500台、それからこの498が1万4,300台、1日の通行量ですね。その1万6,500台の中に、少なくとも1割から1割5分は大型車と思います。その大型車は、私もちよっと運転手さんに聞いたら、どこで乗るねと、大和で乗らんばらんで、多久まで行きよっちゃ間に合わんと。ですから、444号線に乗っていきながら、大和で乗ると。そいぎ、時間的に物すごくかかるでしょうが。しかし、ここからやっぎ、少なくとも10分以内で高速に乗れます。ですから、恐らくこれを開発すれば、太良、大浦の運輸業者はこれに乗ってきてあると思うわけ。そしたら、この辺が全部開発されて、人口増というごたことは夢のごたっのうて。近ごろは言わあじも行ってくるばいと、そういうふうな時が来ると。ですから、私は10年、20年後の先のパノラマを自分の頭の中で、特に企画担当の方は描いて、描くばかりじゃなか、行動せんばいかんて思うわけですよ。三根企画課長、中通地区を、いろいろ了解してまろうて役員さんだけ集まってもまろうたばってんが、全体会議はいつにするですか、全体会議。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

先だって中通、それから、光武地区の役員さんたちに集まっていたいてお話をさせていただきました。その中でもいろんな御意見がありましたけれども、それは先ほど市長が答弁したとおりですけれども、次は今度地権者の問題ということになります。その前にもう1つが、ちょっとこの地区が農地が非常に広うございますので、農地転用関係で今どのような開発の仕方が一番早く開発できるかという、その開発の内容の協議を今県とやっております。その方向がある程度固まらないと、ちょっと地権者にも説明しにくいなというところがございますので、ちょっと今、この開発協議のほうを急いでいるところです。

それともう1つが地権者の中に、もうお亡くなりになられている方がいらっしゃいますので、そういう方々の相続人の方の調査もやっているところです。それがそろい次第、説明に上がりたいと思いますけれども、恐らく10月にはできるんじゃないかと思います。それが済めば、すぐ現地の現況測量ということに入らせていただくということで、そのころには恐らく田んぼのほうも稲刈りも済んでいるんじゃないかということで、今のところそのような計画でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

それでは今のお話では10月には、水はいろいろありましようけど、大体延べ人数が87人ですね。この方々の一部の方が、話はあったばってんが、いっちょん、何も先さん進まんとか、あつとやろか、なかとやろうかと、いろいろ意味でねよかもんばっかいおらんけんね、いろいろな意見を持った者がおっけんが、そういう中で場合によっちゃ、これが下手すれば妙なもんで、悪知恵を使う人がおれば、せつかく順調にいきよるとに水差すことがあるわけですよ。

例えば、あんた、反対しんしゃいと。ぎゃんもんにつまでもうてあわれんけん反対しんしゃいと云うて、わんざと云うごたつとも出てくっけんが、久間の方はそういう方はおられませんかと思ひますけれども、できればまず第1回目ね、皆さんを、あなたたちの仕事がさばける、さばけんのはそちらの問題やっけんが、まず皆さんに、こういうことをして、こういうことをしていきますから、しばらく待ってくんさいということでもいいですけど、話はせじおつて、さばけてしもうてからすっじゃなしね、早目に全体にこういうことをしますから時間もかかりますとか、そのことを言うわけ。そいぎ、皆さんもああ、ほんなごて、やっばい来てくんしゃっばいなというごたつ、気持ちになるでしようが。ですから、そういうふうなまず、役員だけ聞いたばってんが、ほかの方は知んしゃれんわけ。ですから、全部一応招集して、欠席の方はそれは無理ばってんが、それは10月いっぱいできくつですな。（発言する者あり）はい、よろしくお願ひします。

とにかく遠回りして、市長、このことは先ほど県には余りなかと云うばってんね、こういうふうなをつくらんぎ嬉野市は栄えんですよ。なしかというぎね、嬉野はお茶と温泉かれこれ頑張つて新幹線来ますけど、新幹線が来たけんて、果たしてどれくらいの客が来るか。これは結果であつて努力せんばいかん、何でも。温泉はあちこち、どこでんあっけんですな。そういう意味では、まず現実的には産業が来て、そして人がふえたということは確実です。お客さんは来るか、来られん、これは来てみんばわからんですな。そういう意味では一番大事な基礎をつくるとがここですよ。目に焼きつくごと、見とってください。

そして、先ほどの定住人口のことで申し上げましたけど、塩田も企画のほうから来ていましたけど、四、五件ばかり、そういうふうな来てもらう人がおると、7月にできた条例が、しかも、2カ月もたたんうちそういうのがあつたといへば、私は喜ばしかと思ひます。

その中で私にもある不動産業界から話が入つて、1件、五町田に来られます、鹿島の人の。それはおたくのほうに来たらんか知らんどん。

それから、やっぱりこのことは広報をどう上手にするかということ、宣伝活動、そいけん、我がばかり知つとったけんてちゃ、だれも教えんぎ、だれも知らんけん。そいけん私は不動産屋あたりは非常によかPRの場所ですよ。確かに不動産が家を世話するわけ。建つつとはもちろん個人ですけどね。そいぎ、今はお金を借つたり貸したりいろいろするでしようが。一番知つとつとは不動産屋ですな。ですから、不動産屋あたりにやっぱり足を運んで、そい

ぎ不動産屋の方も、どっちもメリットがよかわけですよ。

それで、特に多久からわざわざファクスで送ってこられた内容の中で、ほんによかねと、よそはやっぱり気のきいた上、気のきいとおねと思うとは、今は転入のためにお金が最高、嬉野市では全部そろった場合で950千円かね、最高で。そいぎ多久ももちろんそういうふうなことはしゃちっばってんが、今度おもしろかことに、例えば、嬉野から出ていかんごたっ奨励金もやるわけよ。入ってくるとから、出ていかんごと。ということは部落同士で、兄弟、世襲分けでつくろうだいたかなった場合には、やっぱり嬉野市内でしょう。そいぎそりゃ何のなかと。中におる人が新築、または古家を買えば補助しよう。そいぎ、その補助額が、金額は大したことなかですよ、新築された場合、同じ部落とか地域、いわゆる嬉野市内に新築された場合、今のところ、今の条例では嬉野は来ませんけど、多久の場合は当てはむっと650千円もらうと。家族によりけりばってんが、大体最高で。それから、中古住宅を買って、それを売った人には最高350千円。そいけん350千円といえども、これは今どきの時代やけん、何かの足しになるわけですよ。いろいろね、家をつくろうでちゃ登記料も要る、何も要る、いろいろあつてもんね。

それから会社やったかね、結局、会社あたりにも物すごう優遇して、うちも何か奨励金つくごとしたばってんが、会社が来られたら、それにも補助金出すと。うちにも大体そがんとあつばってんが、そういう点については中身を間違わんごと、本当に勉強して、そしてやっぱりそれをあらゆる箇所、大工さんとか左官さんとか、あるいは今言った不動産屋とか、今のところ、三根課長、どのくらいの広報活動はどういう場所でしょうんしゃつですか。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えいたします。

定住化対策のPRということでございますけれども、まず、条例制定以降の7月最初に市内各戸にチラシを配布したところ。その後、市報、それからホームページ等載せておりますけれども、一番大きかったのは7月中に近隣の不動産屋さん、建築業、それから工務店ですね。これは電話帳から拾い上げて大きなところでしたけど、約500通ばかりPR紙と案内状とチラシも同封して配ったところ。

また、ふるさと納税のキャンペーンも行いましたので、そのときにも佐賀空港やら佐賀駅、また武雄温泉駅とか、いろんなところでセットにしてPRしたところ。その効果もありまして、今回予算をお願いしておりますけど、5件申し込みがありまして、その後、今議会に上程をいたしました後にも、また2件ほど申し込みがっております。今、議員が言われました方も含めれば、この上程が3件という形になりますので、すごい効果が出ているなということで喜んでおります。

また、先ほどの嬉野から外に出ないような措置というお話でございますけど、これはまた、いろんなところを勉強させていただいて、次の機会に考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、三根課長が非常に期待的なことを申されましたから私も非常にいいなと思いますけど、やっぱり入ってくることも、それだけ市は金、要るばってんが、いずれは固定資産かれこれで取り戻す言っちゃおかしかばってんね、人口がふえればいろいろな面でプラスになると、交付税もふえることですし、それからうちから出ていく人には何もなかったとなると、場合によっちゃ片手落ちになるけんね、やっぱりうちから出んごと、なるだけないぼうちん中にとどむっというごたっ施策としては非常にいい多久の、これはなんやったら後であなたにコピーして上げますから参考にしてください。

いずれにしても、こういうふうな高齢化社会になれば力が弱くなります。部落でも五代でも聞きましたけど、「平野さん、五代はもうひとり暮らしばかりばい」と、「そがんね」で聞いたことあつたばってんが、非常に日本の高齢化は田舎に行けば行くほど進行しよるわけね。それを食いとめるためには、まず定着する働き場、ですから、この団地も今私がやった、この中にも大体ここだけに限らんばってんね、佐賀支部だけでも420おんさっけん、たった1つの企業で。ですから、そういうふうな企業が来れば、朝夕ないとん、自分の前栽畑ないとん、あるいは田畑ないとんつくられるけど、東京、大阪、福岡に行たては、結局、荒れ放題。年寄りの方が、今は最高80ぐらいの方が頑張っって頑張っってしよんさいどん、やがていずれは、これは人間ですから亡くなります。そうすれば、その家はもう廃虚、なれば地域も全部廃虚。こういうふうにさせんためにはやっぱり何のかんのあろうばってんですね、私は全力投球をせにゃいかんと。まず一番、市の財政の中で力を入れんばらんとは何かというぎ、場合によっては私たちは給料下げてよかけんやろうかと、そういう市長以下、根性はこの企業誘致を結ぶと思うわけ。私の講演会のごとなつたばってんが、そういうことじゃなく、本当にやっぱり頑張っってみてくんさい。恐らく2年後には相当変わっっていくと思いますよ。

それから最後ばってん、この企業誘致のことで工期については触れられませんでしたけど、いつからいつまでに大体予定していますか、団地の造成。

○議長（山口 要君）

企画・企業誘致課長。

○企画・企業誘致課長（三根清和君）

お答えします。

造成の期間ということでございますが、その前にいろんな手続が必要になります。今、非常に九州農政局のほうに上がってまいります農地転用ですね、これは4ヘクタールを超えるると国の認可になりますので、それが非常に件数が多いということをお聞きしております。これが農地転用の申請を出してから許可がおきるまで、最低9カ月、長くなると1年半ぐらいかかるだろうと言われております。その前にいろんな開発の届け出が必要になります。うちの場合は農地ですので、農地がほとんどかかりますので、その辺の事務的なものは何カ月かかるんじゃないかということで、実際、工事に入ることができるのは、大体2年後ぐらいからかかるんじゃないかと思っております。工事に入ればあとは早うございますけれども、ただ、先ほどから御質問あつていますように、取り付け道路の関係がどうしても出てまいります。そういうのはまた財政、建設課とも協議をしながらやっていくということになりますので、あとしばらく、ちょっといつからいつまでということは今のところ言えませんが、そのような状態になっております。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

けきのテレビを見てがっかりしましたけど、社会保険庁は、これはぶっちゃけた話ですけど改ざんすると、ああいう暇のあつけんですね、農政局もこっちから便りなくして、企業誘致課も4人おつけんね、1人はもうごつといおられんばいと、ごつとい出てさるきよんさっぱいと、やっぱり行って催促してどんどんすれば2年のとは1年でもいいと思えますよ。全く今の官僚政治のごたつことしよつぎね、末端の者が損するばかり。ああいうふうな改ざんするごたつ暇のあつないばね、そりゃこのことじゃなかばってん、厚生労働省ばってんね、何ばしよつとかと言いたかごとね。ですから、そういう人々を使わんばいかんですよ。自分が行たて、これしかなかと、もうあさつてまでにしてくんしゃいと、そういうふうにしんぎ、便りの来るのを待ちやつて、これはいつまででもかかると思えます。ですから、2年半近うと言われましたけど、できれば三根課長頑張つて、早うさばけたてやて、1年半ばかりでさばけたばいというふうにしよつて、やっぱり企業課にあなたがもう、あなたまた、企業誘致課の職員がおることはおかしかと思ふわけ、1人でごつとい出とかんばいかんわけ。今から私が監視に来ますから、ねえ、頑張つてくんさい。

これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで平野昭義議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

14番野副道夫議員の発言を許します。

○14番（野副道夫君）

おはようございます。14番野副道夫でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問を行いたいと思います。

傍聴の皆様方には、早朝から大変御苦勞でございます。ありがとうございます。

今回、私は3点について質問をするものであります。

1点目は、さきに実施をされました機構改革において、住民の反応がどうであったのかということでございます。

2点目は、いよいよ事業に着手をするわけでございますけれども、九州新幹線西九州ルート、要するに長崎ルートの開業に向けたまちづくり構想について。

3点目は、今、窮地に立たされております農業問題についてであります。

まず1点目であります。さきに実施をされた行政の機構改革によって、住民の方に不便を来すことになっていないのかどうなのかについて問うものであります。御承知のように、市町村合併によって諸証明受領のための窓口の選択が広がって、嬉野事務所、あるいは塩田事務所、吉田出張所、それぞれのいろいろな行政証明が受領できることになりました。このことは、住民にとりましては大きな合併のメリットの1つであるというふうに言えると思いますが、内容の次第によりましては、旧町単位でないと証明がとれないというような事案もあることは理解できるものであります。即座に必要な場合に旧町で受領してくるよう求められることは、改善する必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。どのような事案があるのか、あるいは役所の業務全体で検討をされた経緯があるのかどうか、あるとすればどのような改善をなされてきたのかについてお伺いをいたします。

次に、新幹線の開業に向けたまちづくり構想についてであります。予定どおりに実施をされますと、10年後、平成30年には九州新幹線西九州ルートが開業することになります。考えてみますと、嬉野市は交通アクセスは非常に恵まれることになります。高速道路にありましては嬉野インターを有し、新幹線については嬉野駅を有することになり、さらには鹿島駅から道路にあっても鳥越トンネルの開通によって時間的にもかなり短縮をされ、塩田―嬉野間についても県道改良、あるいは新設など、他の市町にない交通体系が整うことになります。したがって、嬉野市を売り込む意味でも、PRの時期を迎えたというふうに思うわけでございます。

そこで、以下3項目についてお尋ねをしたい。

1つは、地権者を含む地域での説明会が開催をされておりますが、住民の反応はどうだったのか。また、事業を進めるに当たって、要望などもあったと思いますが、内容をお伺いしたいと思います。

2つ目は、説明会での反応も頭に入れながら、新幹線を活用したまちづくりが構築されなければならないというふうに思うわけですが、新幹線をまちづくりの道具として活用するこ

とが勝負のかぎだというふうに思います。おくれをとっては、負の面だけを残すことになる。どのようなまちづくりを描いておられるのか、伺いたいというふうに思います。

3つ目は、近隣市町村との連携の問題であります。嬉野市だけでは新幹線を活用するといっても限界があるというふうに思うわけでございます。地の利を生かすまちづくりを推進するためには、近隣市町村との連携は避けられない問題だというふうに思いますし、他市町においても観光の目玉を持っているわけでございまして、いい意味で利用することは、お互いに利を得ることというふうに思われます。旅行会社も巻き込みながら、ルートづくりをすることも大事なことでないでしょうか。したがって、新幹線を、あるいは長崎線を中心に、近隣市町と連携を構築しながら進めていかなければならないというふうに思うわけですが、市長の考え方を伺いたします。

次に、農業問題であります。

今、農業を取り巻く状況が、かつて私たちが経験をしたことのないような厳しい状況に陥っておりますことは御承知のことだというふうに思います。米づくりについては、年を追うごとに米価は下降線をたどっている。価格の低迷には、いろいろな要因が重なっていることも現実にあります。特に嬉野町では、水田の利用率が——嬉野市じゃなくて嬉野町ですね。嬉野町では、水田の利用率が12カ月分の4ないし5カ月でありまして、率にしますと40%弱であるわけです。食料の問題は、私たち人類の生命の源であり、一番大事な政策課題ではないでしょうか。消費拡大はもちろんでありますが、今後どのような対策を考えておられるのか。

また一方では、農業者が期待をしておりましたが、施設園芸、要するにハウス栽培の問題であります。今までは施設園芸に取り組みないと収益を上げることはできないと言われておりましたが、原油価格を初めとする肥料、農薬、あるいは生産資材などなど、軒並みに高騰しており、生産者はやればやるほど経費がかさんでくるお手上げの状態であります。ハウス農家は悲鳴を上げております。今、国においても、県においても、それぞれ対策が講じられようとしているようですが、市内における実情をしっかりと把握して、市で対応できるものについては市で、国、県に相談すべき案件は国、県に早急に働きかけが必要じゃないかというふうに感じますが、市長の考えはいかがでしょうか。

次に、お茶の問題であります。嬉野市の基幹産業であります農業の中でも、特に嬉野町にとりましてはお茶であります。長年続いてまいりましたお茶の価格の低迷にとどめを刺すかのように今年産のお茶の価格は暴落をいたしました。農業全般について言えることではありますが、これまで農業者の高齢化と重なって、耕作放棄が大きく出てくるのじゃないかという心配がされます。いろいろな機能を持つ農業を廃止することは、災害を初め、いろいろな環境的な障害が起きることが考えられるわけでございまして、農業を廃止することはできない状況でございます。今後どのような指導をしていく考えなのか、お尋ねをし、あとは質問席から質問をさせていただきます。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

14番野副道夫議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては大きく3点でございます。1点目が、機構改革に伴う住民の反応はどうかということでございます。2点目が、新幹線開通に向けたまちづくりの構想はどうかということでございます。3点目が、これからの農業をどう導くかということでお尋ねでございます。

まず、機構改革に伴う住民の反応はどうかということでお答え申し上げます。

本年7月の組織改編につきましては、市民の皆様様の御理解をいただくよう広報等を行ってまいったところでございます。市報でもお知らせをいたしましたし、また回覧板、また各戸の配布もいたしました。また、庁舎内でのお知らせもいたしましたし、各団体との会議等の際にもお知らせをしてまいったところでございます。御理解につきましてはいただいております。加えて、職員が新しい組織について、職務の内容を十分把握できるよう指導を行ってきたところでございます。おかげさまで、大きな混乱はなく移行できたものと考えておりますが、今後も引き続き努力をいたします。

御指摘の件につきましては、一部のシステムが全庁舎で共通利用できないことにより発行ができなかったものと、その課題が発生をいたしましたところでございます。この原因につきましては、私まですぐ報告が上がってまいったところでございます。担当職員もシステムの限界を理解できていなかったところがございます。今後はこのようなことが再発しないよう注意をし、また努力をしたいと思っております。

しかしながら、おおむねその他の発行業務につきましては両事業所で発行できるようになっておりますが、特殊なものについては、頻度や費用の問題があり、システムの統合ができておらないところがございます。今後、統一するよう計画を推進してまいります。加えて、しばらく時間、費用を要するものがあると思われまますので、職員の指導を行い、市民の方には事前説明をさせていただくことにより、市民の皆様様にできるだけ御迷惑をかけないよう努力を続けてまいりたいと思っております。

また、改善点ということもございますが、組織の改編後、業務の錯綜というものがございまして、9月1日付で一部異動を実施したところでございます。

次に、2点目の新幹線開通に向けたまちづくりの構想はどうかということでございます。

6月から7月にかけて、新幹線沿線となる地域で、各行政区単位に説明会を地区公民館で開催され、この主催につきましては、鉄道・運輸機構の主催で行われたところでございます。しかしながら、市役所や佐賀県の新幹線担当、また佐賀県の土木事務所なども参加をして開催されたところがございます。地域により参加者の違いはございましたけれども、熱心に聞

いていただいたところでございます。

今回の説明会は、第1回目でございましたので、今後の進め方については主な説明になっておりました。参加者の御意見としては、工事の進め方へのお尋ね、また騒音の解決策、また水源への影響、また振動への対策などが主なものでございました。環境影響評価が事前になされておりましたので、環境影響調査時に情報があつた地区となかつた地区によって、意見の違いがあつたのではないかと考えております。今後は、設計のための立ち入りが行われるわけですが、関係地域の区長さんには先日御説明が行われたところでございます。今年度は測量などが行われると思ひます。

次に、新幹線嬉野温泉駅につきましては、2線2ホームの新設の駅でございすが、近隣の市町村の方の御利用や全国からお客様をお迎えする駅でございすので、地域とマッチした駅にと願つておるところでございす。今後、専門業者に依頼をいたしまして、計画をつくるようにいたしておるところでございす。緑に囲まれた地区に駅が予定されておられますので、周辺環境を壊すことなく、以前もお話ししておられますように、日本一のバリアフリーの駅を目指してまいりたいと思ひます。

次に、近隣市町との連携は当然必要でありますし、近隣の市民の御理解も必要でございす。鹿島、太良地区につきましては、行政や民間との協議について打ち合わせを行っているところでございす。また、長崎県の波佐見町、川棚町、東彼杵町につきましても働きかけをいたしておられます。また、武雄、有田、伊万里地区を結ぶルートにつきましては、既に推進組織の会が結成されておるところでございす。今後も歩調を合わせていただけるものと考えておられます。嬉野市内や関係者によりまして、新幹線を活かしたまちづくり協議会が活動をいたしておられます。地域を超えた成果がありますように、嬉野市外の皆様とも関係を保ちながら事業を推進してまいります。

次に、3点目でございすが、これからの農業についてということをお答え申し上げます。

日本の農業は、世界的な原油の高騰による農業の生産コストの上昇、輸入食品との競争、後継者不足など、厳しい状況になってきておられます。また、国の農政も短期での見直しが続いておられます。議員御発言の米の生産調整につきましても、全国で14県程度が厳格に生産調整を行つて、過剰米解消に努力をいたしておられますが、完全に達成している佐賀県などを除き、生産調整ができておらないと聞いておるところでございす。いわゆる正直者が損をするような状態になっているところでございす。そのような国全体での取り組みの不統一が価格の低迷を招いており、生産者の就農意欲を減退させ、ひいては後継者不足を呈しているところでございす。そういうような結果、将来の農業、農村の展望が開けにくいままになっているところでございす。

今、議員御発言のように、世界的な食料の高騰により、増産の方向性が示されておられますけれども、放棄された農地が多く、放棄農地の調査が行われたところでございす。今後は

地域の連携をより深め、地域の農業を守っていかなければならないと考えております。加えて、消費地の住民の方とも交流を深め、安全で安心な日本の農産物を幅広く広めていくことが肝要であると考えます。

次に、生産資材の高騰につきましては、冒頭申し上げましたように、特に燃料等が高騰しているところでございます。嬉野市内の農家の皆様の御意見では、おおむね3年前の費用と比べますと約4倍の燃料の費用がかかっておると承っております。市長会でも再三協議をいたしております、市長会では県と国に対しまして要請をいたしたところでございます。今回、補正予算で一部対応はできておりますので、引き続き努力をいたしたいと思っております。

次に、茶業につきましては、同様に厳しい状況でございまして、今後とも引き続き努力をいたします。ことしは特に短期集中となってしまいましたので、工場の在庫などもあり、全国的に価格が低迷したと報告を受けております。今回のお茶の価格により、茶産地の淘汰が起きないよう心配をしているところでございます。今後の施策といたしましては、茶業産地との連携を深め、日本本来の緑茶の消費拡大の努力と、嬉野茶のブランド確立のため安全安心なお茶づくりに取り組む必要があります。

先般、開設いたしました茶研修センターの利用を活性化するとともに、茶業試験場など、関係機関との連携をより深めていくことが必要になります。幸いにして、嬉野市内のお茶の生産農家やお茶の商社には後継者がふえつつあります。将来の人材は確保されつつありますので、産地内での合同研修なども企画いたしたいと考えております。また、嗜好品としてのお茶から健康飲料としてのお茶としての広がりも必要だと考えておりますので、関係大学などとの連携も模索したいと考えているところでございます。

以上で、野副道夫議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

それでは、1番から随時やっていきたいというふうに思いますが、時間的に少し昼を過ぎるかもわかりませんので、ひとつよろしく御協力をお願いしたいと思っております。

先刻も申しましたように、機構改革が実施をされまして、機構改革によって、いろいろな弊害が生じてきた点もあるわけでございます。特に、私がここで例えばという形で掲載をしておりますけれども、字図の写しをとる場合に、どうしても旧町の窓口でないと交付ができないというような問題がございまして。特に、農業委員会が機構改革によって事務所が嬉野のほうに移転をしたわけですね。住民の方が届け出をされるのは、当然嬉野の農業委員会において届け出をされるわけですが、そのときに字図がないとだめだというような状況がございまして、即座に証明を求められる場合というのが出てくるわけです。そのときにどの

ように対応するかというのが一番問題であるわけですね。そのことについては、先ほど市長が答弁もされましたように、随時改革をしていくということでもありますから、それはそれでいいというふうに思うんですが、例えば、農業委員会で使う字図についても、必ずしもその証明を必要とはしていないわけですね。字図の写しであれば可ということになるわけですから、塩田でとれる分については塩田でコピーをして、そのコピーの分について、例えば、A判によってファクスで送るとかいうふうなので事足りると思うわけです。だから、事務のやり方によっては、そういうことで十二分に機能を果たすわけですから、そういう方向で考えていただきたいなということを念頭に置きながら、この質問をしておるわけでございます。そこら辺については、市長、どうでしょうかね。今言ったように、必ずしも奥書証明が必要でない分については、ファクスで送って、その分で間に合わせていくというような手法をとっていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のとおりでございまして、ですから、冒頭申し上げましたように、御来庁いただいたお客様がどのような用件でお越しいただいて、その用件を完全に済ましていただける、また御満足いただける、すべての流れを、やはり職員がちゃんと承って、そういう流れの中でどのような証明書類が必要かというふうなことを知識として十分持つておけば、いろんな問題は起きないというふうなことを考えておまして、そういうふうにお答えをしたわけでございます。異動等もございまして、業務の流れについて十分理解していなかったという点もございまして、例えば、今、字図にしても、字図が必要ですよというのを違う支所で話が出たというようなことで、いや、こちらではとれませんというふうなことでなってしまったというようなことでございまして、深く担当も反省をしておるところでございまして。そういうふうなことでございまして、やはりまず基本的には、本当にお越しいただいたお客様のお話を十分承って、全体の流れの中でどのような書類が必要かということ、まず職員が知識を持つということが大事だろうと思います。また、その流れの中で、どのようなシステムを使えるのか、いわゆる書類は発行できるというふうなことも知識として必要であると思いますし、また議員御発言のような、いわゆる公的な書類のすべてではないわけでもございまして、新しい機器を利用して、有効にできるものにつきましてはそういう指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

先ほども申しましたように、時間をかけていいような証明についてはやむを得ません。嬉野事務所でとってください、あるいは塩田事務所でとってくださいということでも住民の方は納得をされるわけですが、ただ、届け出に来ておって、あるいはそれはもう塩田でないと認めないので、塩田でとってきてください、あるいは嬉野でとってきてくださいというような住民の指導というのは、私はあってならないというふうに思うわけですから、そのところはひとつ、事務処理上の対応でできる分野については、極力住民の要望にこたえていくという体制をとってもらいたいということは特にお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、総務部長にお尋ねですが、いろいろ機構改革によって、今申し上げました、例えば、字図みたいな案件がほかにもあるのか、ないのか。例えば、そういうことを全体的に調査して、集約をして、その分析をされた経緯があるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

お答えいたします。

今回の組織機構についての事務の問題点と集約ということで御質問でございますけれども、現在の組織機構を保ちながら、今回、現状の職員の中で組織機構を行ったところでございます。統廃合した課におきましては、まず現状のサービスが低下しないように、現状の交付制度を残しながら、また最小限の相談受け付け等ができる体制を保ちながら行ってきました。

実は、今回の本庁、支所間で交付等を受けることができるシステムについては整備がされているわけですが、先ほど議員のほうから御質問がありました字図等につきましては、やはり本庁並びに支所に所管を置いて、地域の住民の皆さんのサービスが低下しないようにという形で配慮いたしております。

先ほど市長のほうからもお答えがありましたように、できる限り、そういうふうな事務的な処理ができる方向については、職員の指導体制を強化しながらサービス向上に努めていきたいと。そして、各課の問題点については、先ほど市長が申し上げましたように、大きな問題点はないと。ただ、事務的に、人的に不足するという課もございましたので、先ほど人事異動を含めて対応してきたという現状でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

大きな問題はなかったということですから、それはそれでいいというふうに思います。非

常に財政が厳しいということから、要するに職員の削減というところに財政を求めておられる向きがあると思うわけですよ。本当に職員を減らしていくことによって、財政的には幾らか出てくるかもわかりませんが、そのことが、裏返して住民サービスということを考えれば、あるいはその事務の遂行ということを考えて場合に、果たして是か非かということもあるわけですね。だから、今後においては、そういうところまで計算に入れながら、人事の配置についてはやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

お答えいたします。

今回の組織機構を踏まえながら、やはり適正な人事異動をという要望、御質問だと思えます。

確かに、今、私どもが組織します職員数につきましては、今まで両町でも職員削減については努力をしてまいりました。それで、現状におきましても最小限の職員数であるのではないかなという判断のもとに、今後、こういうふうな組織機構を含めて、合理的な組織改革をしなくてはならないと、そのように考えております。ですから、議員御質疑のとおり、人事異動につきましては、やはりその辺を含めて適正な人事異動をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

合理化についても一応理解はできるわけですね。理解はできますので、ひとつ合理化は合理化として進めなきゃならないでしょうけれども、やはり住民に対して大きな負担をかけるような合理化というのはあってはならないというふうに思いますので、そこら辺のところは十二分に検討をいただいて、今後、取り組んでいただきたいということをお願い申し上げます。

それから、冒頭に申し上げました機構改革の問題であります。機構改革による諸証明の問題であるわけですが、いろいろ諸証明を交付できる窓口が拡大されたということは非常にいいことなんです。そのことに極力近づけるように、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。したがって、どうしても本庁でとらなければならない証明については、即刻提出をなさいという案件については、今、市長の答弁にもありましたように、事務的な処理の方法によって処理をしていくということで、住民の方を嬉野から塩田へ、あるいは塩田から嬉野へ即座に動かすということがないよう心がけていただきたいというこ

とを切にお願い申し上げておきます。

次に、新幹線の問題に移っていきたいというふうに思いますけれども、特に先ほど市長が答弁なさったように、新幹線の問題がいよいよ調査、測量段階に入ってきたということで、今年度中には測量も完了するというようなことが、きのうの新聞だったですか、きのうの新聞に掲載をされました。したがって、もう時を追って新幹線が進んでおるということは実感できるわけですし、私たちも前に八代市を視察した経緯があるんですね。八代市が一番失敗したのは、どうしてもPRがおくれたということで、閑古鳥が鳴くようなまちなになってしまったというような状況を肌で感じて帰ってきたわけです。したがって、もう早ければ早いほど効果的にはいいんじゃないかというふうに思うわけですから、ひとつそこら辺のところを十二分に考えていただきたいなというふうに思います。

9月6日の新聞の中では、新幹線で活性化をということで、まちづくり部会が設置をされたということが掲載されておりました。このことは、いろいろと専門家も入れた形の中での部会ができたのであるのか、あるいは市の段階だけでのとりあえずの部会であるのか、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（山口 要君）

新幹線整備課長。

○新幹線整備課長（須賀照基君）

お答えいたします。

嬉野市新幹線を活かしたまちづくり協議会の部会の件だと思っております。

この組織につきましては、嬉野市新幹線を活かしたまちづくり協議会の下部組織として4部会設けております。観光・健康・食文化部会、広域連携部会、情報発信部会、まちづくり部会、この4部会を設けております。この4部会につきましては、まちづくり協議会自体が一番リーダー、要するに会長さんとかが入ってきていらっしゃるわけですが、部会のほうには若手の職員さんとか、そういう人たちにまず出てきてもらっております。その中に、嬉野市の職員であります観光商工課、健康づくり課、農林課、企画・企業誘致課、地域づくり課、建設課の職員も部会の部員として中に入っております。

この中で基本構想を立ち上げるわけですが、新幹線を生かした嬉野市のまちづくりの方向性を市民の皆様早く示していくことが必要ということで、今年度、新幹線嬉野温泉駅周辺整備基本構想を策定するという事になっております。今年度に構想をお示しということで、この部会と一緒に、将来的な役割、位置づけを明確にしながら、嬉野市のまちづくりの方向性を示していきたいということで、基本構想の中に反映させていきたいという部会でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

先ほど市長の答弁の中で、全国一の駅にしたいという考え方があることは伺いをいたしました。やはり何といても、嬉野は嬉野らしい駅舎というのが必要だろうというふうに思うわけですね。どこの駅に行っても、らしい、らしいというのはあるでしょうけれども、やはり嬉野は嬉野らしい、嬉野本来の駅というのが一番必要であるわけですので、例えば、温泉を活用するとか、そういうふうな考え方はありませんか、どうですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる新幹線の駅舎自体につきましては、私どもの意見等も入れていただきながら、鉄道・運輸機構のほうで建設をしていかれるわけでございまして、十分私どもの要望等も入れさせていただきたいと思っております。いろんなところを視察いたしましたけれども、やはり地元の要望等につきましては非常に好意的に受け取っていただくというふうな関係にあるようでございまして、そういう点は私どももぜひ生かしていきたいなと思っておるところでございます。

また、私どもがまちづくりにしております温泉とか、そしてまたお茶とか、焼き物とか、また塩田地区の名産とか、そういうものをちゃんと理解できるような、そういうことも大事ではないかなと思っております。

もう1つは、冒頭お答えしましたように、いわゆる近隣の市町からの利用というのが一番大事になってくるわけでございまして、近隣の市町の、あるいはいろんなこともわかっていただけるような、そういう駅にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

今でも実施をされていることではしょうけれども、やはりそれぞれの市、あるいはそれぞれの町において、観光の目玉というのは持っていらっしゃるわけですね。例えば、鹿島の場合には祐徳院があるとか、あるいは太良の場合にはカニがあるとか、いろいろな観光の目玉を持っていらっしゃるわけで、新幹線で来たお客さんがそういったところを見て嬉野に泊まるというようなことをやるためには、やはり何といても近隣の市町との連携というのが一番大事になってくるし、やはり先ほども申しましたように、交通アクセスというのが非常に嬉野の場合にはよくなっていくということがあるわけです。そうなれば、当然嬉野市としては

非常に恵まれるまちになってくるわけですね。だから、そういうのを生かさない手はないというふうに思うわけですから、ひとつそういうところは十二分に酌んでやっていただきたいというのと、早急に手を打っていただきたいというのが大きくあるわけです。

ずっと以前の、これは何日やったですかね、8月の初めの新聞に、これは福岡の問題ですけど、ホテルの改装が続々だ。これは、新幹線を見込んだホテルのリニューアルであるとか、あるいは新しくオープンをすとかというような新聞記事なんですね。鹿児島ルートについては、あと3年か幾らかすれば全面的に開通をするわけですから、もうこういうことになっておるかもわかりませんが、こういった記事が出ることそのものが私は宣伝だと思うわけですよ、PRだと思うわけですね。だから、嬉野も、ちょっとした記事でもいいから、早く新幹線を活用して云々かんぬんというような記事を、こういうときこそマスコミを使うべきじゃないかなと思うわけですね。だから、そのことは、もしちょっとでもかじれるような記事があるとすれば、やはり大きく見出しをして新聞に掲載していただきたい。

それから、結局10年後ということは30年になるわけですが、30年には長崎ルートの新幹線が開通しますよという宣伝を、PRを腹いっぱいやっていただきたいというふうに思うわけです。そうすると、30年から長崎ルートが開通をするわけだから、そのルートで旅行しよう、あるいは嬉野に泊まろうというようなお客さんもないとは限らないというふうに思うわけですね。

そして、やはり何といても嬉野の魅力が何なのということを見出して、そして嬉野の魅力はこういうことだということを出していただきたいというふうに思うわけです。嬉野は温泉のまちですから、温泉、温泉ということを中心に宣伝されるわけですが、温泉というのは今どこにでもあるんですよ。だから、前にも申し上げましたが、温泉が珍しくない時代になっておるわけですね。だから、3大美肌の湯だというような、その美肌の湯ということで宣伝をされておるわけですが、例えば、一晩お湯につかったから、あるいは二晩お湯につかったからって本当に美肌になるのかというような疑問もあるわけですから、やはりそれ以外にもっと魅力を引き出してもらいたいというふうに思うわけですが、そこら辺の考え方については、市長、どうでしょうかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のことは、もう十分承知をいたしております。それで、それ以前に、先ほど言われました3年後に鹿児島ルートが開通するわけでございまして、その影響というものを私どもとしてはぜひ西九州地区にも広げるように、やはり近隣の市町と連携しながら努力しなくてはならないと思っております。

新幹線の開通につきましては、鹿児島ルートと同時開通ということを目指して努力してきたわけですが、結果的には7年おくれることになってしまったわけでごさいます、非常に残念に思っております。しかしながら、それはそれとして、7年間の間に差がつかないようにしなくちゃならないと思っておりますので、鹿児島ルート開通に向けてのPRの1つの必要性ということも十分考えておるわけでごさいますので、そういう点では、また議会のほうにも御相談をしていきたいと思っております。それと、議員御発言のように、西九州ルートの開通に向けては、当然そういう取り組みをしなくてはならないと思っておりますのでごさいます。

それでは、温泉と、あと魅力的なものというのは、やはり地域の連携だというふうに1つは考えておるところでごさいます、嬉野を中心に鹿島、太良、またハウステンボス、佐世保と、そういうふうなルートをちゃんとつくっていく必要があるというふうに考えております。

もう1点は、やはり以前から取り組んでおります健康と保養ということで、私どもの温泉、また医療センターを中心とした、いわゆる保養施設等の整備といいますか、そういうものをもっと進めていかなければならないと思っておりますのでごさいます。先般、県とも話しましたが、幸いにして、今回、鳥栖のほうに粒子線の施設ができるわけでごさいます、その患者さんと私どもの温泉、また医療センターと提携させるとか、長崎の中央病院と私どもの医療センターを連携してもらおうとかいうふうなことで、やはり私どもの嬉野が非常に健康で、いわゆる福祉、保健に適したまちであるということをもPRしていく必要があるというふうなことで、以前からの健康保養地が本当に実のあるものになっていければ、また魅力も増すというふうに考えておるところでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

今おっしゃったように、観光のルートづくりというのは非常に大事な要素になってくるといふふうに思うわけでごさいます、それから健康保養地づくりについては、ずっと前から、何年も前から、嬉野町当時からずっと進められてきた課題であるわけですし、やはり健康保養地づくりについても、もっと強力的に進めていただきたいなというふうに思うんです。というのは、結局、健康保養地をつくるために、職員の方は、あれはどこやったですかね、どこかに派遣をして、あるいは出張されて勉強してきた経緯もあるわけですから、そういうのをフル稼働させてもらいたいというふうに思います。そういうふうをお願いしておきたいというふうに思います。

その他の、いろいろ新幹線が通るといふことになれば、住民の方も騒音の問題、あるいは

災害の問題、あるいは湧水の問題等々いろいろありましようけれども、全体的には皆さん、もろ手を挙げて賛成されたというような感覚で受けていいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の1回目の説明につきましては、皆さん御理解をいただいたというふうに考えております。それは、冒頭申し上げましたように、今回の説明会につきましては、いわゆる手順の説明でございまして、どういうシステムで、どういう手順で新幹線の建設が進んでいきますよと。それについて御理解いただきたいというふうな説明でございました。また、大きな説明につきましては、あと2回ほどあるというふうに聞いておりまして、あと2回ほどなると、具体的な地権者の方が確定されたり、それからまた工事が始められたりというふうなところでの説明会になっていくのではないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどお答えしました中で、いわゆる環境影響評価の時点で説明というか、知識を持っておられた地区と知識があらなかった地区、そこにつきましては、この説明会の受け取りも少し違ったのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、いろいろ住民の方は要望もあると思うわけですね。要望も持っていらっしゃると思うんですが、それが今から先のあと2回の説明会の中で要望を出してもらって、そしてそれに対して機構がどのように対応していくかということと理解をしておかにかいかわけですかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

説明会の中で、そのようなこと、もちろん御意見を承るということとございましょうけど、御意見を交わしていただくというのは当然主催者のほうで行われるというふうに思いますけれども、それぞれの解決につきましては、いわゆる測量が進みまして、また地権者等が確定して、そしてお願いをされていかれるわけでございますので、あとはもう機構のほうとそれぞれの地権者との協議の中で解決をしていくというふうな形になっていくと思います。それで、私どもの役目といたしましては、その御意見を仲介させていただくといえますか、そういう

立場に立っていくというふうに思っておりますので、できるだけいろんな意見が活発に交わされて、納得をしていただけるようにお手伝いもしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

新幹線の問題については、これから10年間、いろいろな形の中で、毎回毎回、議会の中で出てくるのではなかろうかというふうに思っておりますので、ひとつしっかり進めていただきたいなというふうに思いますし、それからやっぱりいろいろ地域の実情というのは地域の方が一番御存じであるわけですね。だから、地域の方のおっしゃることに、ひとつ機構としてもしっかり耳を向けていただけるような体制づくりというのを行政として構築していただきたいということを切にお願い申し上げておきます。

次に、農業問題に移っていききたいというふうに思いますが、私は米作についてはいつかも申し上げたんじゃなかろうか、町の当時だったろうかと思うんですけども、先ほども申し上げましたように、12分の4から12分の5の耕作、土地の利用率ですね。ということは、要するに年間を通して40%しか利用されていないというのが非常にもったいないような気もしますが、ただ、問題はお茶との競合というのがあるわけですし、そこら辺で非常にできないのかなというふうに思うわけです。塩田の水田を見ても、お茶がない関係かどうか分かりませんが、麦もふさふさとできておるし、それから大豆もふさふさとできておるというような実情にあるわけですし、嬉野も何とかそこら辺ができないものかなというふうに私は思って、いつも水田を見ておるわけです。水田が一番災害に対する機能というのを持っておるわけですし、一種のため池的な要素を持っておるわけですね。だから、水田を荒らかすということは、要するにもう災害を黙認するというような形になるんじゃないかというふうに思うわけです。だから、そういう意味で、何か水田を活用するような状況があってもよさそうな気がするんですけど、部長、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

水田裏作の活用の問題ということで御質問ですけど、以前につきましては、嬉野地区でもほとんどの農家が裏作として麦の作付をしていただいたというふうに記憶しております。また、転作作物として、一部の月につきましては集団で大豆等の作付を今もされている地区がございます、非常に水田の持つ役割といいますか、御指摘のとおり、いろんな多面的な役割を持っているわけがございます、非常に今の国の農政の政策というふうなものが、大規

模な農家、あるいは認定農業者に対する手厚い保護というふうなことに変わってきている現状を見ますと、今、盛んに食の安全、あるいは今話題になっております事故米等の販売というふうなことが、これからの農業情勢に国としての何らかの転換になればというふうに思っているということで、何かの今後の農政の転換が図られればというふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

国、あるいは県にしても、いろいろな支援策が考えられておるわけですね。その支援策が考えられておるわけですが、やはり補助金だ何だというのは限界があると思うんですよ。すべてのそういった現状に対して、すべての補助金を出すとかということは限界があると思うわけで、そうでないところの、やはり集落が集落的に取り組めるような農業の形態づくり、あるいは要するに地域におけるコミュニティーづくりというのが非常に大事なような気がいたしますので、そういうことを今後展開していかなければならないのじゃないかというふうに思うわけですね。

特に農業については、米、それから施設園芸、それから茶業、3つに分けて上げておりますけれども、全部がもう一体なものなんです。お茶についても、施設園芸についても、どうしても水田でやっていけない、もうこれ以上は所得を上げ切らないというような状況の中で施設園芸に転向しながら頼ってきたわけですね。ところが、施設園芸そのものが、今回の原油高騰によって非常に打撃を受けたというような現実があるわけですし、もう施設園芸についても、水田についても、あるいはお茶についてもしかりなんです、やはり油が高くなる、あるいは肥料が高くなる、あるいは資材が高くなるということになれば、生産コストがむやみにかかるわけですね。だから、そうなればどうしても、若い世代の人がいらっしゃる農家はいいと思うんですが、そうでない、例えば、高齢者だけでやっておる生産者というのは、もうお手上げだというような状況になるんじゃないか。そうなれば、当然荒廃化というのが出てくるというふうに思うわけです。しかし、国は荒廃化させてはならない、いろいろな支援策を講じながら荒廃化させてはならないというふうな、この間も耕作放棄地に対する補助金が三百何十億円（83ページで訂正）だったですか、21年度の予算に計上されるというようなことが新聞で掲載をされましたけれども、そのことを単純に耕作放棄地の面積で割りますと、反当5千円ぐらいの数字になるんです。しかし、耕作放棄地から不要物を取り除いた分について、そういった援助をしていくというようなことですから、耕作放棄地の中から不要物を取り除くことができないところは、もうそのまま残るわけですね。だから、一概に、単純に割り戻した五千何百円の数字がそうだということは言えないわけですが、そうい

った情報というですかね、そういうのはまだ国の段階、あるいは県の段階からは入ってない
ですかね、どうですかね。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

耕作放棄地につきましては、今年度12月をめどに各地区で調査をするというふうな手順に
なっておりまして、耕作放棄地につきましては3つに大別をするというふうな調査でござい
ます。その耕作放棄地の調査をした結果について、どういうふうな、大別をした3つについ
ての措置というのは国のほうから今のところまだあっておりません。

それと、国としても、いろいろ中山間地の補助、あるいは農地・水、あるいは集落営農と
いうふうなことで、さまざまな方策をとり、できるだけ耕作放棄地の解消にというふう
に今努めているところでございまして、まだ今のところ耕作放棄地の調査の結果につい
ての指示はあっておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そのことは、現在、農業委員会が取り組んでおる耕作放棄地の調査ですね。その調査の結
果を受けて、また国、県としては、先ほど申しましたように、21年度からは三百数十億円
（83ページで訂正）の金額をどのように配分していくかというのが、これから先、検討され
てくると思うんですので、そのことは当てにしておっていいかなというふうに思うんですね。

それからもう1つは、若い世代の方が余計おって、要するに認定農業者がいて、あるいは
集落営農ができて進めていく集落というのはいいいんですよ。しかし、集落営農ができない、
どうしても取り組めないという地域があるわけですね。だから、このところをどのように
するのかということが一番ガンだというふうに思うんですが、結局、国のお偉いさんとい
うのは水田だけを考えて、要するに東北陸の本当の穀倉地帯を頭に描きながら机上で計算をさ
れるから、絶対数字的には合うんですよ。採算がとれるんですよ。ところが、特に嬉野町、
塩田町も久間の付近に入ればそうでしょうけれども、あぜ塗って田を植えにやいかんような、
生産コストが非常にかかるようなところで集落営農を展開するためには、非常に難しい面が
あるわけですね。だから、そこら辺を国としては、あるいは県としては理解をしてもらいた
いというようなのがあるわけですね。だから、もし県の会議とか、あるいは地域のブロック
の会議とかというのがあれば、そういう中で声を高くしてそのことを訴えていただきたい
というふうに思います。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

まさしくそのとおりというふうに私も受け取っております。この耕作放棄地の調査というふうな事項が発生しました折に、いろいろな意見をというふうな欄に、今おっしゃられたような、議員御指摘のような御意見を嬉野市としては県のほうに申し上げております。また、今後もいろいろな会議があるたびに、そのような意見につきましては申ししていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

何といっても中山間地ですから、やはり本当の穀倉地帯の農業とは異なるところがあるわけですから、そこら辺はしっかりと訴えていただきたいと思います。

先ほど三百何十億円と申し上げておりましたけれども、230億円が、今回概算要求の中で要求をされるということが新聞で掲載されております。このことが、全国的な耕作放棄面積は38万6,000ヘクタールあるということですから、これで割り戻せば、さっき言ったように五千何百円の単価になるということなんです。だから、これは追ってまた通知が来るんじゃないかというふうに思いますが。

それから、集落支援員の導入については、特別交付税を配分するというようなことがあるんですけども、要するに高齢化が進み、活力がもうなくなっておるわけですね。だから、そういった活力がなくなっておるところに集落支援員制度を導入して、集落の活力を上げていくというようなことなんです。このことについては総務省の管轄ですけれども、財政課長、このことについて特別に交付税が云々かんぬんというのがもう既にあっておるのか、これからあるような情報が入っておるのかどうなのか、どうでしょうか。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

特別交付税の措置につきましては、一覧で年度当初といいますか、3月議会の直前ぐらいに毎年来るわけです。今のところ、国の地財計画の案が概算要求ベースで示されておられて、その中に議員御発言の集落支援員というのが入っていることすら、私もちょっと承知しておりませんでした。そういった関係での特別交付税措置とか、あるいは交付税措置しますよと、普通交付税にしましても、全体での調整が今からだというふうに理解をいたしておりますけど、よろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

このことについては、当然、集落支援員というのを導入する事業に対する特別交付税だというふうに私も理解をしながら見たんですが、集落支援員ということで、要するにそういった集落に精通をした人、こういった人を選任して、集落に活力を与えていくというような事業ですから、恐らくそれもやればやるだけ荒廃集落を、要するに限界集落じゃないですけど、限界集落に近い集落もあるわけですから、そういうところには、特にこういった支援制度あたりを導入されてやられればいかがかなというふうに思うわけですが、財政支援があるからやる、あるいはやらないということじゃなくて、限界集落に近い集落については極力活力を入れていくと、活を入れるという意味で、支援員の導入というのは必要じゃないかというふうに思うわけですが、市長、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言の趣旨は、そういうふうなことで、新しい制度がとられるんじゃないかと思いますが、特交につきましても、トータルでふえるかどうかということは、またこれは別問題でございまして、そこらも慎重に見ていきたいと思っております。

また、集落支援員制度につきましては、もちろんそういう考えもあるでしょうけれども、いわゆる認定農業者が、またそこに新しく重なって支援員として指定をされるんじゃないかなという心配がございまして。じゃ、地域の農業をだれが守っていくのかということになりますと、特定の農業者、後継者等に非常に負担がかかっていくというふうなこともございまして、やはりもう一度そこらにつきましては、地域全体で営農、それからまた農地を守っていくということにつきましては十分協議が必要だろうというふうに考えておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

今、市長の答弁にもありましたように、やはり地域でどのようにするかということの構築をしていかなければならないということはあるわけですね。ただ、これから先、今、百姓をやっておって、子供たちに帰ってきて農業をしなさいと言えるような状況でないというのが1つあるわけですね。たまたまうちに子供がおったから、子供は農業を継いでくれておると

というようなところはあるでしょうけれども、そういう人たちについては、ごくわずかな一握りの人であるわけですし、ある程度おやじが基礎をつくった。そして、その基礎に乗って、息子がそれを進めていくというような状況の中でじゃないと、今後、成り立たないというような非常に弱い面があるわけですし、そこのところをやはり、もし部長、よければ、今、市長の答弁にもあったように、結局、部落はかくあるべきだとまではいかないにしても、こういうふうな状況だから、やはり集落を単位として進めなければならないんじゃないのというような、何かの折を見つけて、そのような誘導をしてもらいたいと思うわけですね。だから、あえて行って、そのことを議題として誘導するんじゃないくて、やはりいろいろな形の中で集落の人とはお会いされるわけですから、そのとき、そういうのを利用しながら、やはりその誘導をしていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

非常に時間も迫ってまいりましたので、終わりたいと思いますが、いずれにせよ、今回3点申し上げました。まずは行政改革に対する住民に対する不便の解消の問題、それから新幹線の問題、それから農業の問題、3点についてそれぞれ申し上げましたけれども、やはりどれをとっても非常に大事なことだろうというふうに思いますので、ひとつ市長をトップに置いて、職員一丸となってそのことに取り組んでいただきたいということを切にお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで野副道夫議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで午後1時半まで休憩をいたします。

午後0時24分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

12番太田重喜議員の発言を許します。

○12番（太田重喜君）

議席番号12番の太田でございます。議長の許可を得ましたので、通告書に基づき、ただいまより質問をいたします。傍聴の皆さん、御苦勞でございます。ありがとうございます。

今回は市道等市有財産の管理は適切に行われているかということと、市職員の守秘義務遵守について、観光問題について、農業問題についての4点について質問をいたしますが、ただいま申し上げました順番どおりの形で質問していきたいと思います。

今議会には、3件の土地購入の案件が上程されております。さて、市有財産が本当によりよく適切に管理されているかどうかという点をお尋ねしたいと思います。

その中でですが、まず、通行不能な市道の問題です。

現在、市内の市道で通行不能の場所は何カ所ぐらいあるかお尋ねしたいと思います。

さて、6月議会に陳情が出されました両岩殿ノ木場線の嬉野町部分の件ですが、私も現地を見に参りました。写真班として行った後にもう一度行って見て、大分上まで行ったんですけど、これは歩いて通行はできないなということで帰ってまいりました。幅員は、おおむね3メートル程度あると思います。殿ノ木場地区への通行は、谷所の山口からの一本道であり、行きどまりとなっております。これは防災上も非常に問題が大きいと思うんです。

さきの宮城・岩手内陸地震のとき、たまたまテレビで見たんですが、急病人が発生したということで、孤立した集落への救出活動にバイクを使って、ふだんは使わない道ということで、恐らく作業林道か何かと思うんですけど、ここを使って救出をされた模様がテレビの放映でありました。

この件を知人と話しておりましたら、何でヘリコプターを使わんのかなという話が出たわけですけど、ちょうどそこは殿ノ木場地区と同じように谷合いが狭隘なために、ヘリコプターがホバリング、いわゆる1カ所にとまって活動できる状態じゃない場所になっていたそうです。

ちょうど、仮に殿ノ木場地区の手前のほうでがけ崩れその他があって通行不能となったときに、ちょうどあの場所も狭い谷合いに、あれだけ急峻の両側の山があったら、気流の関係で恐らくヘリのホバリングはできないものと思われれます。

こう思いますに、私たちが若いころと申しますが昭和43年の嬉野大豪雪、あのときに大野原地区が孤立いたしました。私たちは消防団員として、3日間雪かきに出たわけですが、最後3日目になってからようやく重機が参りまして、重機と一緒に大野原まで道をほがしたわけですが、それがほげるまでに1週間以上かかっておりました。そのためには、その間の生鮮食料品を大野原小中学校の校庭に飛行機だったと思いますけど投下して、たまたま病人は出なかったもので、生鮮食料品の補給をなさいました。

ところが、仮にそういうふうなことがもしあの地区に起こった場合には、飛行機で物資を投下させるような広場もございません。当然、ヘリのホバリングもできません。そのとき、私はそう言われたとき、たしか林道殿ノ木場線というのがあったよなというような感じで道路地図を見ておりましたところが、殿ノ木場集落は手前の桂尾上堤ですか、あそのこの上堤、あそのこのところにはしか出ていないわけですね、鳥越峠近くから入っている林道も。結局、あとは歩いていける道もないという集落なんでございます。

さらに、こういうところがほかに嬉野にもまだありはしないかと考えましたところ、私の知っている限りでは上不動の国見地区だけだなと。ほかの集落から1キロ以上離れたような集落で、一本道で行きどまりだと、ほかにもあるかどうか、もしあったらお知らせ願いたいと思うんですけど。この殿ノ木場地区もですけど、上不動の国見地区、ここもあそのこの終点のところは農道だか市道だか知りませんが、終点のところから作業林道の形で林道木場上不動線のところに作業林道でも通していただければ安心して暮らせるのになという感じがす

るんです。それこそ、合併前の市内での説明では、決して周辺集落その他に不安を与えるような、迷惑をかけるような行政は行わないというふうな明言をされての今回の合併でもございます。ぜひとも、それを取り除くためにも、いわゆる現在の市道殿ノ木場線ですか、あそここの嬉野町側、あそこを仮にそのまま市道としてほがしたときには、あとの道路管理責任が大変なことになると思います。ちょうど委員会のほうから附則で出よった作業林道という形にでも格下げでもして、通行はできるようにすべきでなかろうかと思うのでございます。この点よろしく願いしまして、壇上での質問はこれで終わりたいと思います。

なお、あそこには麗々しく吉田東部林道に両岩から上がってきた地点のところからの入り口には、だれがつくったか知りませんが、町道両岩殿ノ木場線という立て看板まであります。不思議なことと思います。よろしく願います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 37 分 休憩

午後 1 時 38 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長。

○市長（谷口太一郎君）

12番太田重喜議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、市道等の市有財産の管理を適切に行われているかということでございます。1点目の通行不能な市道があり、災害時防災面から見て不安である。こうした箇所への対応はということについてお答えを申し上げます。

市道につきましては、合併以降、610路線以上になっているところでございます。合併以前も各町において町道整備がなされてまいりました。しかしながら、路線数も多く距離も長くなっておりますので、十分に整備がなされているとは言えないと思います。そのようなことから、市道の整備につきましては地域の要望としては最も多くいただいております。御要望があれば、現地の路線を確認して対応いたしております。軽微の補修につきましては、すぐ予算をお願いしているところでございますが、多くの予算がかかるものにつきましては、できる限り補助制度を活用して議会に予算をお願いしているところでございます。多くの路線につきましては偏りがございますけれども、今後、取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、議員御発言の殿ノ木場地区の市道でございますけれども、前回の議会でも、委員会等でも視察をいただいたところでございます。私も現場行きましたけれども、途中で通行できなかったということでございまして、今後、議員の御発言等もいただきながら対応してま

いりたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

現在、立て看板、あれは恐らく行政がつくったものではなかろうと思うんですけど、撤去でもせにゃ、ここは元町道だったら市道だということで車が進入して事故が起こったと仮定したときには、その責任は市にありますよね。この点確認します。市道であるならば、市に責任は生じるわけでしょう。この点確認。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる市道として認定している路線につきまして、管理の不行き届き等で事故があった場合につきましては、一部もちろん責任があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

恐らく委員会のほうでも、その辺を加味されて作業林道でということでの整備というふうなことが附帯意見で出されとったと思うんですけど、作業林道だったら通行禁止をいつでも出せますけど、あれは通行禁止の立て札じゃなくて、町道の立て札そのままなんで、あれは撤去するんですか、しないんですか。まず看板の撤去について。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えいたします。

両岩殿ノ木場線については、さきの委員会でも現地を踏査いたしまして、確かに議員御指摘のとおり、現在は通行不能と。特に嬉野地区につきましては、ほとんど町道としての原形がないような山林の状態ということで、それにつきましては現地を調査して立て看板等については協議をして、撤去をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

撤去したいですね、してなかですもんね、まだ。6日までしていなかったです、6日も確認しに行ったんですけど。

それと、陳情は議会ばかりじゃなくて、執行部のほうにも出とったと思うので、何か手当でもしてあるかなということで6日にまた確認しに行ったわけです。ところが、看板はまだ町道両岩殿ノ木場線ときちんと立っております。撤去でもすぐして、通行不能なら通行不能の立て看板でもすべきじゃないかと思うんですけど、その点でもしますか、そこは。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

看板につきましては、撤去をしましたじゃなくてするということで、早急に撤去をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

あそこはぜひとも、あそこは重機を1回通せば作業林道ぐらいになるんですよ、重機を1回通せば。そういう予定だったです。私も両岩から頂上まで歩いてみて、歩いて往復したわけですけど。だから、大方幅員3メートルあるなというのもずっとはかって、ここはどんくらいだろうかと、3メートルないところもあります、大体おおむね3メートルはあるもので、ぜひこれは重機を1回通して、地元民の陳情書どおりに整備していただくようお願いしたいと思いますけどどうでしょう、重機を通すだけでもできませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ちょっと全部、先ほど申し上げましたように、全部歩いておらないものですから、行けるところまで行ったというふうな状況でございますので、再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

一応、以前はもちろん使われておったわけでございまして、ただ、こちらのほうからと、殿ノ木場側からと来ると殿ノ木場側のほうがちょっと急坂になっているというようなことございまして、どういうふうな方法ができるか、これはちょっと今から検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

ぜひとも、ただ検討じゃなくて、重機だけでも通してもらえれば、市道という形の整備じゃなくて、あそこは市道を作業林道に格下げということはでくつとですかね。この点、まずお聞きしたいと思います。作業林道、作業林道言いながら、その点はようわからんでお聞きしよるもんだから。現在の市道を作業林道に格下げということはできますか。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

6月議会の陳情の折に言いましたように、各議員と一緒に踏査をしたわけでございますけど、両岩区と殿ノ木場区の両区長さん名で陳情書が出ておりまして、議員御指摘のとおり、殿ノ木場地区につきましては一本道というふうなことで、何かあったら孤立をするというふうなことで陳情だと思っておりますけど、委員会の意見といたしましては、市道ということで管理をすれば、今の市道の基準に基づいて道路をつくらにやならないというふうなことで、いろいろ検討された結果、費用対効果の面もありまして、作業林道というふうな形で整備をしたらというふうな意見になっております。

私といたしましても、作業林道というふうなことになるれば、市有林がない限り民有林の中を作業林道として通す場合につきましては、負担的なものが個人さんに入ってくるというふうなことで、作業林道としてもそれなりの森林所有者の方の費用負担が発生するというふうなことで、作業林道として管理より、その作業林道というふうなことで管理が適当ではないかというふうなことで、そういうふうに申し上げたところでございます。

以上でございます。（「ちょっとはつきりわからん、よう」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時 46 分 休憩

午後 1 時 46 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

市道を作業林道に格下げできるかということで、市道の認定の取り下げをすれば作業林道としての格下げはできるというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

その取り下げの申請はだれがずっとですか。だれがどこに。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

市道の取り下げではなくて、市道の認定の取り消しにつきましては、議会の承認が必要ですので、議会にお諮りをして市道の廃止という形になると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

そういえば6月、そういうふうな提案が委員会からされても、まだ何も動いていなかったということですね、とりあえず。そういうことは、今議会にも上がっておりませんし、あそこの地区は行きどまりで、あそこの地区の人がわざわざおいでになってお話を聞かせていただいたもんですからですけど、ちょっと峠までは四駆の車でなくても行かると、何とか先ばというてわざわざ私のところにお見えだったもんで話をお聞きして、私も途中までしか行かんやったもんねと、行たてみましょうということで、2度行って見たわけです。1度は途中で引き返し、2度目はやっぱり最後まで行たてみにゃいかんということで、6日はいわゆる一番上まで上がってみました。それで、幅員も大方3メートルあろうなど。

それと、今おっしゃられておる中で経費の問題が出ったわけですけど、例えば、四万十町のあのやり方のように、道路の両側に50メートル以内の木を間伐して、それを費用に充てれば、作業林道なんか簡単にできますよと、間伐をすれば。こういう見方でどんどん作業林道を開設している地区もあるわけですよ。開設した道路の両方に50メートルずつ間伐をして利用すれば、作業林道の経費なんかただで出てきますと。やり方だけだと思うんですよ、工夫だけ。いよいよ金が有り余ったときと違って、ないないというときだから、少し知恵を出してくださいよ。お願いします。

この点については取り組んでもらうことを期待しまして、一応殿ノ木場線はそれだけにしときます。

それでは、国見のほう、不動山の。ここも2戸しかないわけですけど、下の山本川内の集落からは結構離れております。あそこ、路線名何て言うんですかね、上不動浄水場に行くあ

の通りは、あそこから分岐した後、あその奥は農道ですか、市道ですか、国見までは。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

上不動の嬉野川柵線から、国見の集落までは国見線という市道でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

あそこも上下ともに急坂なところだもんで、もし、あその途中で崩れたときには、あそこから人は担いでおいてこんぎんどがしゅんなかたこですもんね、急病人が出たときには、あそこも完全に行きどまりでしょう。だから、恐らく民有地ばかりだと思うんですけど、何人かにお聞きしたんですけど、あの辺には町有林なかったかなという私の記憶もあるんですけど、民有地ばかりと思うんですけど、あそこから林道木場上不動線までは余りないんですよ、地図でこう見ても。横ぎらし簡単に作業林道ができそうな場所なんですけど、検討されたことありますか、ありませんか。なかったらいいです。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、以前、私が農林課にいた時代に検討した経緯はあります。要するに、作業道路として国見から木場地区に抜ける道路ですね。その分についての検討した経過はあります、以前に。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

ぜひとも、あその集落の安心・安全に生活を送るというふうな観点から、開設方検討していただき、一日も早い開設をお願いしまして、この点については終わります。

次、行きます。

次、2番目の項目ですけど、国の具にもつかない権限移譲ということで、市有となってしまう里道、水路の市有化。これ大分進んでいるものと思いますけど、この市有財産となった上には、市が適切な管理をせにゃならんと思うんですけど、これ市有財産になっても、

今まで地区で見てもらっけん、市は知らんよというんですか、それとも、市が適切に管理するんですか。この点まずお聞きします。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

里道につきましては、基本的に地域の方に維持管理をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

地域に任せるということだったら、溝うえ使用料その他についても、今までどおり地域に任せるとは。それとも、それは市が取るとは。

○議長（山口 要君）

建設課長。

○建設課長（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

通常の水路、用水路という感じで農業用水路という形なので、農業用水関係者の方に御協力をお願いしたいと思います、管理については。

以上でございます。（「いやいや、管理やなか。溝うえ使用料、徴収、公有水面使用料」と呼ぶ者あり）

お答えします。

占用料につきましては、今現在検討中で、今調査をしております。約2,800カ所程度あるんじゃないかと思っておりますので、その分の今、調査をして調べている状態でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

いやいや、調査はしてね、管理は地元任せ。溝うえ使用料は、今まで地元が管理しているから取っていたわけですね、地元で。これ溝うえ使用料は市が取りますよということなんですか、いや、溝うえ使用料は今までどおり、地域に任せるとはというお尋ねですよ。よく聞いてくださいよ。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

占用料については、まだ嬉野地区の、塩田地区もあわせてですけど、全部の調査ができていないということで、現在のところ免除をしておりますけど、占用料については市の使用料として、市の収入となります。

占用ということですので、性格的に管理料というふうな形じゃなくて、占用料ということで、市の収入ということになるというふうに思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

その占用料やから市が取ったら、それ管理料を払うんですか、市は。

○議長（山口 要君）

産業建設部長。

○産業建設部長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

管理料の支払いということでございますけど、先ほど課長から答弁がありましたように、管理については今まで国の財産でありながら、各地域が管理をしていただいていたということで、管理については今までどおり区の管理というふうなことで、管理料については今のところ検討をしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

おおむね溝うえ使用料、あるいは利用であっても個人が使用している場合、こういうのは使用料は各地区はいただいたわけですね。金はうちが取るよと、仕事はあなた方しなさいと、これで世の中通用しますかね。これ市長、答弁してよ。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

これは、先般の合併の際の条例化等の関係もあるわけでございますが、いわゆる占用使用料につきましては、占用された方が権利として負担していただくということでございます。

ですから、管理につきましては今、担当が申しあげましたように、地域での管理ということでお願いするわけがございますので、そこは地域での協議になっていくというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

さっきも言ったように、それじゃあ仕事はあなたたちただでしなさい、管理しなさいと、あと金はこちらがもらうよと、これで世の中通用する問題ですかね。それで本当にいいと思いますか。その点、再度確認します。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど担当も申しあげましたように、占用使用料を要するにお願いしようということで決定しておるわけがございますので、占用の権利としていただくということでございますので、管理とは別だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

それで、うちは管理はできませんよ、市で管理してくださいという行政区が出たらどうします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の考え方では、そこはやはり地区にお願いせざるを得ないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

いや、何回言うても同じと思うけど、うちは管理は、そんなただでそんな管理はできんよ

ということになったときは、それは無理やり地区に押しつける権限があるんですか、行政に。そこですよ。金はうちが取る、仕事はあなたたちがしなさいじゃ……

○議長（山口 要君）

お立ちになって発言してください。

○12番（太田重喜君）続

つまらんとするんですよ。その点どなたか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

再度お答え申し上げます。

いわゆるその公有水面とか、要するに道路を占有するということは、占有される方の要するに占有の権利について負担をお願いするということでございますので、管理とは別だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

そいぎ、うちは管理せんよというところにはどうします。うちはそがん、あんたんところばただで管理できるわけねえよと、どんどん昔とすっぎんにゃ、地域の状態も変わってきて、例えば、先日私たちも6、7と2日間、今月も指定農道、林道の草刈りやったんですけど、昔は当たり前だという感じで全戸出動だったんですよ。今、出る人わずかです。去年はまねばかいだから油代というふうにいただいた。ことしはそういうの無いんだという中でやっているんです。ところが出る人も減ってきました。それと一緒に、その部分は自分のかかわる道ということで農道の草刈り、かぶり木除去あたりの作業をやったわけですけど、出てくる人がどんどん減ってきているわけですよ。そういうことで、地域は困っているんです。そういう中で、地域の貴重な財産だった溝うえ使用料も取れんというふうなことの中で、管理をあなた方、公道だ、公有水面、あなた方管理しなさいと、そこから上がる収益はこっちがいただきますよと、こんなことが世の中通るですかね。そこんところ、もう一度答弁願います。しつこいようですけど。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

考え方は、原則は私が発言をしているとおりだと考えております。

そういうことで、もしどうしても地域で管理できないと、また管理をお願いできないということになりますと、これはまた議会にお願いして、行政のほうで予算を組んでお願いせざるを得ないというふうなことだろうと思います。しかし、そういうことも地元の方にお願いできるように努力をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

ちょうど私の知っているところでも1カ所、7月の月やったですか。行きどまりになって、別に利用しとる人いないから余り関係ないんですけど、里道が崩壊しているんですよね。それは地元区長さんがすぐ行政に相談したところ、あそこは地元でしてくださいと。経費負担する人がいないんですよ。そういう意味ではいっぱいあります、あちこち。特に住宅地ができたり、圃場整備地区ができて、そこに連結する道路があったり、そういうところはあちこち散見されるわけですが、こういうのを管理する人は全くいないんですよね。今まで、我が管理区やっけんと、春秋2回の道づくりせじにゃとやっておりました、農村集落は。これできなくなっているんです。これほったらかしたままにしますか。もう一度、ここんところのほったらかしでもいいのか、もう一度ここんところ、例えば1カ所は私も全然これは里道やっけん、里道が市の財産になったら市が補償するべきだなという感じで見とるんですけど、初めてここでその問題言っているんですけど、そういうのをほったらかしにして崩れたら崩れたまま、もういいよということですか、確認。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

やはり危険な箇所とか、将来必要な箇所とかいろいろあると思いますので、管理はしていかにゃいけないと思います。管理については、地元の方にお願いできたらそれが一番いいわけですが、今、議員御発言のように、地域のそういう担い手がないとか、また高齢社会というのはどこでも進んできているわけですが、これは国が受け持っておった時代にはそれでいいかもわかりませんが、地方分権で私どもが受け持ったということになりますと、やはり市町村の責任であろうというふうに思います。

そういうことで、予算は相当かかっていくと思いますが、地域の方がどうしても無理だと言われることにつきましては、やはり行政がせざるを得ないと、そういうことにつきましては、また議会には予算をお願いせざるを得ないというふうに判断いたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

いつまでやっても余り考えの違いがあり過ぎるようですから、やめときます。

次、行きます。

新しく道ができて、不要になってしまったような、使えなくなったような道路敷、あるいは今申していますように、里道であってももう使われなくなって、ほかの人に迷惑かけないような里道、こういうところは価格は安くでも隣接地の所有者にどうですか、払い下げますか、とってくれんですかという相談するべきだと思うんですけど、今までしたこと、経緯ありますか、ありませんか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いろんな経緯がございまして、私どものほうに占有されていた箇所払い下げについて決裁が上がってくるわけでございまして、そういう点で実際に件数としてはあるわけでございしますが、それが現状、そういう形であっても将来、例えば地域の方が必要とされるとか、将来、例えばどうしてもここは市としても管理していかなければならないことにつきましては、申請が上がってきてもお断りする場合がありますわけでございまして、そういう点では将来の利用形態とか、また、地域の方たちも一応、区長さんあたりもいらっしゃいますので、お話をお聞きしながら、払い下げできるものについては御了解をいただいて、払い下げを進めていくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

使われなくなったような里道では、本来里道は3尺、90センチあるというふうにお聞きしとったわけでございしますが、現在50センチ幅ないような里道もありますよね。こういうふうな形になっているところはもう使われなくなって、だれも文句言わないから、いわゆる境くじりのつもりでなくてもそういうふうになっていると、あるいは除草剤ぶっかけよったらどんどん崩れて狭くなったんだというところもあろうかと思いますが、こういうところは、その周囲の地権者に払い下げますからとってくださいよという働きかけをするべきじゃないでしょうか、どうでしょうか。その点お伺いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お話としては理解できますし、実は、そういう路線といいますか、そういう物件がどれぐらいあるのかというのをまだちょっと把握ができておりません。実は、今回予算をいただいて、公会計の取り扱いについて今進めておるところでございますが、約2年ぐらいかかると思いますが、その資産の一応洗い出しをいたしておりまして、そういう中でいわゆる不要資産といいますか、有効利用されていない資産というのが上がってくると思います。そういうものについて、払い下げの可能性があるとしますので、一応整理をいたしまして、そこら辺については地域の方が必要とされるとか、また、将来の利用形態がないということになりますと、地域の方にもお話をさせていただいて、取り組みができるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

こういう時代ですから、できたらどんどん先に進めてほしいなという気がするわけです。金額はすべて問題あっても、知っている人は、あそこは当たり前やぎ里道やもんにゃと、何であそこは個人の所有地になっとっかなというごたところ、あちこち見かけられるもので、この点はお願いということで、一日も早い見直しをお願いします。

次、行きます。

市職員の守秘義務遵守はどうなっているかということでございますが、先日、市内の旧知の友人から市役所に地域の問題について、うちのかかあが電話したぎにゃ、我が名前も電話番号も伝えて電話して、ちょっと地域の問題を言ったところが2日後には、こがん電話ばあの人しんしゃったてよといううわさ話になってしまって、うつ状態になられた方がおられます。本人さんは男の人、私の知人ですけど、奥さんがそうだというようなことでちょっとお会いして話を聞いたりしたわけですけど。わざわざ個人情報保護条例を持ち出すまでもなく、市職員の守秘義務ということがあると思うんですけど、この点について、市民からの問い合わせその他んとで、ぺらぺらしゃべってよかもんと、ようなかもんとあるはずですよ。そこんたいについて、どういうふうな取り扱いを市役所としてなされ、あるいは職員に教育なされているか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

守秘義務についてのお尋ねでございますけれども、市職員の守秘義務につきましては、も

ちろん勤務時においても、また、退職後にあっても公務に携わるものとして大切な義務として指導をしておるところでございます。

全職員で集会をするときとか、また、新規に辞令を交付するとき、また、臨時採用の場合においても雇用のとき、また管理職会等でも、いつも第一に取り組むべき課題として指導をしておるところでございます。

また、時代の変化や施策の展開、法の変更などありまして、従前の考えでは対応できないことが予想されることもありますので、研修会等も開催をしておるところでございます。

また、問題等が発生したときにつきましては、顧問弁護士等にも常に問い合わせを行うよう指導しておるところございまして、今後も研修会などをふやしまして、事例研修等も組み合わせをしながら、守秘義務の遵守につきましては指導をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

その点、よろしく御指導方お願いし、倫理教育ということでしっかり職員に教育していただいて、それを守っていただくにや市民の方から真摯な生の声というのは聞こえてこんようになってしまうと思うんで、よろしくお願いしときます。これはお願いに終わっておきます。

次、行きます。観光問題です。

私の自宅からもう数軒の旅館、ホテル等は遠望されるわけですが、時々、私は夜、車で客の少なさ、客の少なかって言いよんさあとがどがん状態かなということで、くるっと町内を回ります。そのとき、ホテル等の窓の明かりを、駐車場の車のとめぐあいを見、あるいは本通り等の人の行き来を見たり、商店街の様子を見たりして、半時間ぐらいで済むもんでぐるっと回ってくるわけでございますが、確かに観光関係者の言葉どおり、以前としたら人通りもまばら、窓の明かりもちらほら、半減という状態ですね、以前と比べると。こういうようなとき、ある旅館の経営者の方と話ししとったら、どこが行き詰ったよ、倒れたよと言われたてもびっくりしませんよと申されておりました。大変なことです。

各旅館ともいろんな形で集客のために努力をなされているようでございますが、今議会にも新たに英語版のパンフの発行についての議案も提案されております。ところが、最近では観光の安・近・短ということで、過去の観光旅行と大分趣も変わってまいっておりますし、団体の旅行というのが減ったかわりに家族旅行、小規模なグループ旅行等がふえている、そういうふうな形になっております。

ところが、先日、ガバナンスの記事だったと思うんですけど、北海道の白老町では観光客集客増を図るためということで、JTBへ町職員を長期派遣して、そのノウハウをしっかりと

つかませたいと、学ばせたいというふうなことが出とったわけですけど、この点、嬉野市でもこういう働きかけは、こういう取り組みをしたらどうかと思うんですけどどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

観光問題についてお答え申し上げます。

観光問題につきましては、特に今、御発言の旅行代理店との連携につきましては、さまざまな形で行っておるところでございます。

また、各旅館につきましてもそれぞれ提携がなされておるところでございます。御意見のJTBとの企画につきましても、先般実施をさせていただいたところございまして、本年6月までの特別企画で、結果としては非常に効果があり、設定の目標以上に送客をいただきましたので、感謝状を本社のほうに持参したところでございます。

嬉野の場合は、大手の旅行代理店との契約については、それぞれ行っている状況でありまして、また、ある旅館によりましては人材の交流も行っている旅館もあると承っておるところでございます。今後も活発に交流していただければと期待をしているところでございます。

職員との関係につきましては、既に各代理店との連携もあるわけでございますが、今後、現在のスタッフの中で旅行代理店として偏りのない研修ができる方法を探っていきたいと、また、将来取り組むべき課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

ぜひ、長期研修に派遣するか、あるいは大手の旅行代理店さんからベテランの社員の派遣をお願いするか。あるいはヘッドハンティングするかというふうなことでもせにやもう、今の状態の打破ということは非常に厳しいと思うんですけど、ぜひこの点でいずれかの方法をとっていただけることをお願いしまして終わります。

次、行きます。農業問題です。

18年9月議会に一度質問しましたポジティブリストとドリフト防止について、たしかこれが、私3度目の質問になるんじゃないかなと思うんですけど、覚えているのは18年9月議会のことでございます。そういうふうに思ったところが、一番のドリフト問題で今度びっくりしたのが、7月の初めのころだったと思いますけど、新聞紙上で高知県の安芸のほうのシントウガラスの問題だったと思うんですけど、出荷が始まったばかりで、いわゆるポジティブ

ブリストにひっかかって、シシトウの出荷がとめられたと。出荷始めたばかりと、目の前は
いわゆる首都圏では7月の盆前と一番需要期に差しかかるときに、破棄処分、出荷停止とい
うことは、これは新聞紙上に載っていたのを皆さんも御存じだと思いますけど、こういうこと
は本当によそごとじゃないなという感じで、一人の百姓として大変関心と呼んでおりました。

また、WTOのばかな契約で年間70万トンもの米もミニマムアクセスで入っているわけで
ございますが、先日来報道され、きょうも新聞に大きく載っていますけど、これにメタミド
ホス等の残留農薬あるいはカビ毒、事故米、これなんか本来農水省が焼却処分をするか、輸
出国につき返すべき品物だと思えるんですけど、農水省はばかじゃなかろうかと、どうせばか
の集まりが農水省だろうと思っているんですけど、そういうところは業者の倫理感の欠如に
よって、ああいうふうな大問題になったわけでございます。願わくば嬉野に売ってある菓子
類にも混入していなきゃいいがなと。いわゆる全国的にどこに行ってもあるような名前は言
いませんけど、いろんな菓子類ではどこから何が来ているかわけわからんような状態で寡占
化は進んでおります。土産品店も大手の土産品店、日本には2社しかございません。そうい
うところを通じて入っているやもわからんかと心配しているところでございます。

しかし、一方、この地元の問題を考えると、高知県ばかりじゃなく、園芸地作物の栽培
も結構やられております。嬉野はお茶の栽培が中心でございますが、いま一度、行政も個々
の農業者も地域のこと、自分自身の問題として、この問題は頼まれていかにゃならん問題だ
ろうと思うんですが。

18年の9月議会、これ議事録でございますが、この中で184ページから186ページにかけて
市長答弁いただいております。どのような形、これは独自の問題でドリフト防止、ノズルの
話だったわけでございますが、どのような形で普及したらいいか、そういうところについて
は研究してまいりたい。その普及が全体的にどのような成果が上がっているということをし
ゃんと理解してまいりたい、問い合わせをしてみたいとの答弁出されました。そのときは、
私はわざわざドリフトノズルを自分が使う必要もないのに、買って持ってきて提示しました
ので覚えている方があられるかと思えます。

ところが、その後、私の勉強不足かどうか知りませんが、行政のほうからも、JAのほう
からも、お茶生産者団体のほうからも、一言もドリフトノズルについての使用を進める文
章、その他参った経緯がございませんが、このことについてどのような取り組みがなされて
おられるのか。

それと、特にお茶の場合は、先ほどのシシトウのことはちょっとお聞きしよったところが、
共同選果場の個選だということで被害が少なかったらと思うんですけど、お茶の場合は個
人の工場はともかくとして、どうしても共同製茶工場で出荷するときは似たようなお茶が必
ず合組しますよね。茶商さんの手に渡ったら、茶商さんは茶商さんで合組にするわけですよ。
少しの量でも恐ろしい大きな量に膨らんでしまうわけです。これは全部だめだよと言わ

れたときに、影響はどんなもんだらうかと非常に心配するわけです。この点について、このドリフト対策について、18年の9月議会以降、どんなアクションをなされたかお示し願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

農業問題についてお答え申し上げます。

ポジティブリストとドリフト対策についてということでございます。議員御発言のように、ここ二、三日、米の問題で今、報道がなされておるところでございまして、非常に驚いておるところでございます。

やはり今は食の安全・安心が重要な課題として受けとめられるところとございまして、国ではさまざまないわゆる食の課題も含んで対応できるよう課題としてでございますけれども、消費者庁の設置を計画されておるところでございます。

議員御発言の農業における安全確保につきましては、消費者の安全確保は当然でございますけれども、生産者はまた御発言の近隣地域の安全確保までを視野に、また、残留農薬の課題を減少させるために取り入れなくてはならないと考えてまいったところとございまして、対策をしたところとございます。

前回の御意見の後の対策でございますが、関係団体との協議と広報を行ってまいりました。また、行政嘱託員の皆様をお願いいたしまして、各戸配布により広報を行って注意を喚起させていただいたところとございます。

また、議員御発言のお茶についてでございますけれども、新茶を前にした生産者の研修会の中で特にテーマとして取り上げていただいたというふうに聞いております。

また、米作についてでございますけれども、生産組織に広報、また研修会等を通じて指導がなされておるところとございますので、今後も生産者の御理解をいただきながら、議員御発言の趣旨を生かせるように、また、食の安全の確保ができるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

ところで、通常のノズルの約2倍するドリフトノズル、どのくらい市内で販売されたかつかんでおられますか。つかんでおられたらお示し願いたいと思います。ドリフトノズルの販売量。

○議長（山口 要君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

この問題は、議員の質問の通告があってから調べてみましたですけれども、使い勝手というか、その農薬をかけたときに効果というか、何か使いにくいというような感じでなかなか普及しなかったということでお聞きをしております。

このようなことで、市としても風が吹かない朝の午前中の10時ぐらいまでには散布を終えるような形でというふうなことで、研修会等にもそのようなことを伝えながら飛散防止に努めてくださいということをお願いしております。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

確かに、見た目にわっと細かい霧が立ち上がれば、ようかかいよるごたっ気がしますが、ドリフトノズルも決してばっと下に出て霧が発生せんもんだから、そういうふうに見えるだけで、効果は変わらんものと思うんですよ。ですから、逆に葉裏あたりには水圧で逆によくつくんですよ、ドリフトノズルあたりが。そういうところもあるもので、恐らく幾らも売れていないと思うんです。

また、知っている限りで近所で持っているというのも何人もいませんし、持った人もちよっどおっしゃっているような形で余り使っていませんということですけど、これは自分の畑の真ん中でだったらともかく、周りが他人の畑だったり、他作物があったりしたときは、特にドリフトノズルでも使うようにして、飛散防止に努めにや全体の大きな問題になってしまうと思うんで、再度この点については取り組み、そして、そのとき前回については、価格も違うから幾らか補助はできないかと、価格補助はできないかという提言もしたんですけど、研究してみるということも明確な答弁はいただけなくて、調べてみますだけだったもので、できましたら、そこまで含めて、ドリフトノズル、いわゆる環境に優しい持続的農業という嬉野市でございますので、ぜひとも、この件についてはもう一度注意喚起されて、安心して作物をつくれるようお願いしたいと思います。これを答弁をとってもなかなか無理でしょうから、答弁は要りません。これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口 要君）

これで太田重喜議員の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問の議事を続けます。

3番梶原睦也議員の発言を許します。

○3番（梶原睦也君）

議席番号3番、梶原でございます。傍聴席の皆様におかれましては、大変にお疲れさまでございます。議長のお許しがありましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

今回は、本市の保育園・保育所・学校現場におけるアレルギー疾患に対する取り組みについてと、個人情報保護法の過剰反応についての2点を質問いたします。

なお、2点目の個人情報保護法の件につきましては質問席より行いますので、よろしくお願いいたします。

文部科学省が監修し、学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」がことし4月以降、全国の教育委員会、学校などに配布され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しております。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、アレルギー疾患の児童・生徒に対するいじめの問題や医療機関を選択する情報の不足、また、医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法や、いわゆるアトピービジネスに取り込まれる人も後を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれております。

具体的には、学校、幼稚園、保育所・園などでの健康診断や学校を中心に疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施や専門医療機関につなげていくシステムを構築するなど現状に即応した対応が必要と考えます。

文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告書によると、学校が各種の「取り組みを行っている」と答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんをお持ちの親御さんに聞くと「実際とは違う」、「ガイドラインのように対応してくれない」という声が多いのが現状とのことです。いかに立派なガイドラインができて、それが学校現場で実現されなければ何の意味もありません。アレルギー疾患の子供をお持ちの親御さんにとっては切実な問題であります。

前にも申しましたが、本市においては現場の声をしっかりと受けとめ、家庭と学校現場と医療機関、この三者がしっかりと連携できる体制づくりが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、本市での現状とその対応については、どのようになされているのかお伺いいたしまして壇上からの質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

3番梶原睦也議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

私と教育長へのお尋ねでございますので、後ほど教育長からも答弁をいたします。

お尋ねにつきましては、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてということでございます。

嬉野市内の学校施設、管理につきましては議会ごとに予算をお願いし、充実を図っております。しかしながら、子供たちの中にはさまざまな課題が存在しております。議員御発言の

アレルギー疾患につきましては、原因と症状が多岐であり、対処につきましても確定したものがなく、個々人の症状によって対処しなければならないと言われております。

アレルギー症状を起こしやすい施設の課題につきましては、常に清潔に、また建材などの利用につきましても慎重に対応いたしております。できるだけ自然環境に近い資材で整備を行い、清掃管理を徹底し、清潔に保ち、子供たちに過度の負担にならないよう心がけるべきだと考えております。

文部科学省監修の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインでは、食物アレルギーによる即時型食物アレルギーに対処するアドレナリン自己注射を教職員が打つことは、医師法には違反しないという初めての見解が示されたところでございます。アレルギー疾患のある子供の保護者から、病型や留意点を書いた学校生活管理指導表を学校に提出してもらい、教職員で情報を共有化することなども盛り込まれております。

また、保育所におきましても保育所保育指針におきまして、特別な配慮を含めた一人一人の子供たちへの対応ということで、体調不良、食物アレルギー、障害のあることなど、一人一人の子供の心身の状態などに応じ、囑託医、かかりつけ医などの指示や協力のもと、適切に対応するよう求められております。

具体的に食物アレルギーのある子供への対応では、食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子供の食事時に、代替食につきましては専門医やかかりつけ医の指導、指示が必要とされております。市内の保育園では、保護者会や個人面談を通じてこのことを説明し、食物アレルギーについてはかかりつけの先生の食物アレルギー書を書いていただいております。また、保護者から集団給食での食物除去の程度を記入の上、提出いただきながら、その指示書によって除去食による給食を実施しているところでございます。

現在のところ、市内10カ所の保育所には、いわゆる即時型食物アレルギーの児童の在籍の報告は受けておりません。しかしながら、牛乳や卵などの食物アレルギーにつきましては、21名の子供さんが在籍しておられます。保育所におきましても、教育委員会の対応を学びながら、しっかりとした対応ができるよう指導いたしてまいります。きめ細かに医師、家族との情報交換をし、加えて長期に対応しなくてはならないことでございますので、学校、保育所、給食センターなど、全体で引き継ぎが円滑に行われるよう努力をしてまいりたいと思います。

以上で私からのお答えといたします。後ほど教育長からもお答え申し上げます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私のほうから、学校のアレルギー疾患に対する学校現場での現状対応についてお答えを申し上げます。

市内の各学校におきましては、これまで年度当初に保護者から提出されます保健調査票及び家庭調査連絡票、こういうものを手がかりにして疾患を有する児童・生徒の把握をいたしまして、その後、家庭訪問等による保護者面接などにより、個々の症状や対応方法についてより深く把握しているところであります。

その情報を全職員が共有するために、職員会議等の中で検討報告会を持ち、児童・生徒が安心して学校生活を送れることを主眼として協議し、その対処方法や共通理解を図ってきたところであります。

学校の具体的な方法としては、例えば過度の運動や長時間のプールや屋外での運動を控えるというようなこともございますし、それから、気管支ぜんそくやアレルギー性鼻炎等については、動物の接触を伴う活動を控えさせるとか、マスク着用を励行するなどの対応で対処してきたところでございます。

現在、今年度でございますけれども、8月13日付で佐賀県教育委員会より送付されてまいりました学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン等に基づいて取り組みを推進している最中でございます。8月13日以降、職員研修によりガイドラインの内容の研修を行い、対象となる児童・生徒の保護者への学校生育管理表の配付や提出について共通理解を図ったところでございます。

また、年度途中で新たに発症する場合や配慮、管理が必要になる場合も出てくるものと考えられますので、状況に応じて柔軟に対応していくように申し合わせがなされたところであります。

今後、ガイドラインの取り組みの流れに基づきまして、子供たちの安心・安全な学校生活が保障されるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

それでは、学校現場におけるアレルギー疾患について質問いたします。

先ほどの答弁とまた若干ダブる部分があると思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

アレルギー疾患に関する調査研究によれば、児童・生徒1,280万人に対するアレルギー疾患の有病率というのは食物アレルギーが2.6%、アレルギー性結膜炎が3.5%、アトピー性皮膚炎が5.5%、ぜんそくが5.7%、アレルギー性鼻炎が最も多く9.2%と、こういう状況になっております。

嬉野市での小・中学校と保育所・園のアレルギー疾患の有病率、そういうのは出されていますでしょうか。もし出されていたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

アレルギー患者の疾患の有病率ということでございますけれども、気管支ぜんそくについては小・中学校では、市内では5.0%、アトピーについては4.4%、鼻炎につきましては10.6%、結膜炎が5.7%、食物アレルギーについては1.7%となっております。

以上です。（「保育所・園がわかれば」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

保育所については把握いたしておりません。（「保育園もですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、保育園は把握されていないということですが、ここら辺、今後、数字はともかくとして、こういう状況になっているというのは今後調査していかれるおつもりはありますか。

○議長（山口 要君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大森紹正君）

今後、園児の健康診断等もございますので、そういった機会をとらえながら、把握に努めていきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、学校現場でアナフィラキシーを起こすような、そういう子供さんというのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

パーセントで行きますと、有病率で行きますと1.7%に当たっております。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

先ほど答弁がありましたけど、学校保健会のガイドラインというのは学校現場においては周知徹底されているのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、8月13日に県教委のほうから私ども市教委には来ております。したがって、今1カ月ちょっとでございますので、いわゆるその他まで含めると5項目ぐらいございますので、それぞれ研修をしてということで、これからいわゆる学校管理指導表の配布をしていこうというふうな段階でございます。したがって、これまでも状況に応じては、例えば、ぜんそくについても生まれつきの子供さんもいらっしゃいますし、突発的なものもございますので、幅広く病的な原因等も把握しながら研修しているところでございますので、もうちょっとしばらくかかるのではないかと思います。したがって、そういったのを確実に把握できたときには、保護者向けの調査票がございますので、それをお渡しして、そして、かかりつけ、あるいは専門医に受診をしていただいて、そして、専門医の指導のもとに出す必要がないということであれば、学校には出さなくていいというふうなことでございますので、そういった手順で進めているところでございます。

そういった意味では、各学校それぞれに今、取り組みをしている最中でございますので、今後の動向を見ながら、教育委員会としても指導を強くしていくつもりでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

それでは、続いてアレルギー疾患の症状ごとについてちょっとお伺いいたします。

最初に、ぜんそくについてお伺いいたしますが、ぜんそくについてはかつての呼吸困難をおさめる「我慢の治療」から「発作を起こさない治療」へと大きく変わっているわけですが、それに伴って正しいぜんそくの理解と、それに対する学校生活の配慮というのが必要になってくると思われます。

例えば、発作を誘引するほこりが舞う掃除や、先ほどお話がありましたけど動物の飼育係等は免除するとか、運動また修学旅行など、各種の行事における配慮を徹底する、そういった対応というのが望まれるわけですが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

まず、気管支ぜんそくについてでございますけれども、原因を見てまいりますと、ダニと

かほこり、動物のフケ、毛などのアレルギー源によるアレルギー反応が気道に慢性的に起こって発生するというところでございますので、学校におきましては、やはり議員今御発言のとおりの方がございまして、例えば動物の接触を伴う活動については避けるとか、それから花粉、ほこりの舞う環境での活動ということですので、ある学校あたりでは特に掃除あたりには入念に力を入れているという部分もございます。

それから、そのほかは長時間の野外活動、宿泊を伴う校外活動、あるいは運動会、体育大会シーズンでございますけれども、そういったときの状況であるとか、部活動等もございませぬ、クラブ活動もございませぬ。そういったことで、気管支ぜんそくについては対処をしていきたい。ただ、この気管支ぜんそくの治療法については発作が、例えば時期的に起こるという場合もございませぬし、突発的にといいものもございませぬ。そういった意味では、適切な治療をしていけば治るといのがございませぬし、私が担任した子供さんの中にも体調の非常にいいときに部活動等を十分させていけば、体力がつけば回復をするというケースも経験済みでございませぬので、そういった形で個々のケースに応じて専門医あたり等の指導を受けながら対処をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

先ほど申されましたように、例えばケースによっては体育の授業は無理と決めつけてしまわなくても、例えば、そういうぜんそくがあっても、運動する前に薬を吸入したりとか、十分なウォーミングアップ等をやって、予防しながら運動を続けることによって、少しずつ回復していくとか、そういうきめ細かな対応というのが教育長言われましたけど、必要じゃないかなと、そういうふうに私も思います。

それでは、ぜんそくについては吸入などを、そういう部分に配慮する必要があると思いますが、例えば、吸入するときの場所とか、あとそういった薬の預かりや投薬等について、適切なそういう自己管理を行うことができるような配慮というのが必要だと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

現在、重症というんでしょうかね、投薬を必要な子供さんについては、やはり養護教諭、もちろん担任が把握をして、養護教諭と連携をして、そして保健室あたりの一角で時間を決めてやるというふうなことで、そこら辺についてはきちんとした形で保護者と連絡をとってやっているという状況もございませぬ。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そこらあたりの配慮もよろしく願いいたします。

続いて、アトピー性皮膚炎に移ります。

専門医の指摘では、今、最も困っている人が多いのがアトピー性皮膚炎と言われているわけでございます。多くの児童・生徒さんがものすごいかゆみによって、学校生活が阻害されると。また、そういう学校生活が阻害されるだけでなく、いじめの標的にされたりとか、そういう心ない言葉に傷ついて不登校や引きこもりの原因、そういうのにもなっているというふうに言われております。このことについて、学校サイドとしてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

アトピー性皮膚炎についてでございますけれども、やはりこの原因は見てみますと、生まれながらの体質という部分がございます。それと、さまざまな環境条件が重なってアトピー性皮膚炎になるというようなことがございますので、さまざまなということがございますけれども、どちらかという、乾燥しやすい空気がある時分に非常に激しくかゆみ等が出るというふうなことであります。

したがって、そういった意味でそういう要因は、ほこりがかぶらないとか、それから動物性の毛や食べ物で反応するとか、非常に敏感な肌を持っていらっしゃるということで起こるのがありますので、そういった意味で場所によっては、ある子供さんによっては専門医を受診してスキンケアというんでしょうかね、塗り物を塗るとか、それから薬物療法などもしながら対処をしているようでございます。

議員の発言の中にもありましたように、やはりひどくなると見るからにぱっとわかるわけですね、どうしても外目の部分がありますので、いじめの対象等になることもありますので、そういったところでは家庭と連絡をしながら、そういった投薬分については特に配慮をしながら学校としては配慮をしてきている状況がございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

今の答弁のように、アトピー性の子供たち非常に重症の子はかわいそうなことで悩んでい

ると思いますけれども、先ほどの話のように、アトピー性皮膚炎に関しては皮膚を清潔に保つとか、軟膏を塗るとというのが基本的な対処法だと思います。学校においては、夏場の体育の後とか、また、遊びでかいた汗の対策とか、そういうのが必要なわけですが、そのための対策として、保健室の整備ということで、このアトピー性皮膚炎に関しては、温水シャワーの設置が非常に効果があるというふうに向っておりますけど、財政的には非常に厳しいとは思いますが、そういう子供たちのために、温水シャワー等も配備をお願いしたいと思いますが、市長、そこら辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

学校施設のいわゆるアレルギー対策というのは、先ほどお答え申し上げましたように、できるだけ子供さんたちの負担にならないような形で施設整備も行っていかなければならないと思っております。そういう点で、木質系の教室にしたり、また、清掃を頻繁に行っていたりとか、そういう形で対応しておるところでございます。

議員御発言の温水シャワーにつきましては、今まで検討したことございませんので、資料等も集めさせていただいて、これから勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

その点もよろしくお話しします。

続きまして、プールの水質管理というのがございまして、そのためにアトピー性皮膚炎や目のアレルギーを悪化させるケースがあるという、そういう報告もありますが、嬉野市においてのプールの水質管理というのは適切に行われているでしょうけれども、そこら辺について伺いたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

プールの水質管理ということでございますけれども、各学校を一応定期的に、水泳が始まる前に大掃除をして、そして、浄化槽の調子というんでしょうか、そういうものを見ながらプール使用をしております。そして、塩素あたりもちゃんとレベルをはかって対応しておりますので、現在のところ、ことしもう大体終わっておりますけれども、特段事故等が報告されたということはないようです。

特にアトピーの子供さんあたりについては、やはりプールの塩素が反応いたしますので、そこら辺については十分なる指導をして控えるというようなこともとっているようでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

プールの施設管理もしっかりお願いしときます。

続きまして、最後に食物アレルギーについてお伺いいたします。

文科省の報告によりますと、食物アレルギーの児童・生徒というのは全国に33万人、重いアナフィラキシーを起こす子供さんというのは1万8,000人程度がいて、そういうふうに報告されております。

平成14年、15年の2年間で、学校給食が原因でアレルギー症状を起こしたケースというのが637例あるということで、給食によるアレルギー症状の予防というのも大切になってくると思います。

先ほど、市長の答弁もありましたけれども、状況に応じては代替食の提供とか、そういうのも考えてみる必要があると思いますが、今現在そういう対応はされているのでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校のほうでの食物アレルギーについての対応でございますけれども、やはり子供たちの中で一番反応が大きいのは鶏卵、卵ですね、それから乳製品です。それから、甲殻類といいますか、エビとか、カニとか、それから果物にあつてはキウイフルーツあたりもそういう反応をする子供さんもいるようでございます。要は、原因となるそういった食べ物を食べないことが予防だということでございまして、それしかないということでございますので、したがって給食がございまして、給食あたりは事前に計画はセンターのほうが出しておりますので、そういう中から除去をして食べるとかというようなことをして、特に牛乳あたりは飲まないでというふうなこともとっているようです。

それから、どうしても給食のメニューの中に、献立の中に多く使用されるときは弁当あたりを持ってくるというふうなことも一部あるようでございます。そういった形で、学校の食物アレルギーについてはしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、先ほど保健調査票というのを参考に、そういう個別の対応はされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

最初申し上げましたように、学年当初に保健調査票を毎年度実施しております。それに基づいて御報告をしていただくということで、したがいまして、保健調査票も家庭調査票もマル秘です。したがって、学校教育以外には目的として使用しないと、その子供さんが卒業されたときには破棄をする、焼却をするというふうなこともきちっと例規をして、そこら辺も十分配慮した形での報告をしていただいております。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

はい、わかりました。

それでは、先ほど市長答弁の中にありましたけれども、平成17年に食べ物や薬物アレルギーによるアナフィラキシーに備えて、病院に着く前に使うべき治療薬としてエピペンというのがあるんですね。エピペンというのは、キャップを外して太ももにぷつぷつと刺すだけで薬液が出てくると、いざというときに使う薬なんですけれども、その薬をいざというときには、そのエピペンを担任教師や養護教諭とか学校職員に打ってほしいと、そういう声も多くあるわけですが、嬉野市において、そういう状況があるかどうかちょっとわかりませんが、もしそういうふうになった場合に、例えば校長先生以下全職員で取り組んで、養護教員などに過度に責任を押しつけてはいけなくて、そういうふうには思いますが、ただ、いざ子供を救うときに、そういった事態というのが発生しないとも限らないわけですが、今ではなくても、また今後そういう事態が発生しないとも限らないわけですが、そういう場合に対する対応ですね。先ほど市長が言われましたように、例えば、もし子供さんが自分で注射ができなくて、教職員がそのエピペンを打っても医師法違反にはならないということですが、例えばそうなった場合に、皆さんどうしたらいいかわからないと思うんですよ。そういったときの緊急の対応というのは、そういう研究というか、そういうのはされているのか伺います。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

特に学校アレルギー疾患に対してというよりも、心臓疾患あたりがあらわれる子供さんまた

まにはいらっしゃるわけで、そういうのでいきますと、例えば呼吸困難に入ったときにはどういう手順で病院まで搬送するのか、搬送するに当たっての学校での対応あたりはケースが出てきたときには対応しております、これまでも。ただ、今回、こういったガイドラインが出ておりますので、いわゆる学校アレルギー疾患に対しても、そういった旨は研究をして即対応ができると、要するに有事のときに対応できる体制は学校もつくるべきではないかというふうに思っておりますので、要は把握をしっかりとやっていくということが肝要ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そうですね。とにかく、いろいろなそういうケースによって対応の仕方とかも違うわけですので、しっかりとしたマニュアル等も必要だと思うんですけど、先ほど最初に言いましたように、幾らマニュアルがあっても、そういうのがきちっと実行されなければ何の意味もないわけでありますので、そういう点については絶えずそういう研究はしていただきたいと思えます。

あと家庭と学校、また医療機関との連携もしっかり対応していくべきじゃないかと、そういうふうに思います。それぞれの立場もしっかり尊重し合いながら、きめ細かな対応をされることを要望いたしまして、次の質問に移ります。

個人情報保護法のことについてお伺いたします。

政府は4月25日、個人情報保護法のもとで行政機関や民間事業者が行うべき施策をまとめた個人情報保護に関する基本方針の改正案を閣議決定いたしました。

個人情報保護法は、平成17年4月より全面施行され、その目的は個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利、利益を保護することであり、その有効性は大きなものであります。しかし、その反面、現場ではさまざまな問題というのも今、提起されております。

新たな基本方針には、災害時の緊急連絡簿の作成が困難になるなどのいわゆる過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれております。

今回の見直しを受けまして、行政側として何らかの対応はなされたのかお伺いたします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

個人情報の保護等についてのお答えを申し上げます。

個人情報につきましては、平成17年に制定をされたところでございます。さまざまな個人の生活の侵害、権利の喪失など、特定の個人の尊重されるべき情報の漏えいにつきましては、

原則は法に基づき保護されるべきものであると考えているところでございます。しかしながら、さまざまな課題があることも否定できません。

そのようなことから、今年4月に改正案が出されたものと思います。原因としては、個人情報保護法の制定から日が浅く、国民の理解と対処する方法が適切に知らされていないことにも原因があると思います。

今回の見直しにつきましても、個人情報保護の実質的な運用が効果が上がるよう改正されたものと思います。市役所といたしましては、研修を重ねまして、適切な運用を目指してまいります。地域の連携、また防災対策、公的活動等、個人情報保護についての研修を続けてまいりたいと思います。

最近課題になっております災害弱者、いわゆる高齢世帯の方とか、1人で暮らしておられる方の把握とか、連絡方法などについても整備されなくてはならないと思います。そのような方法を確保するため、条例また運用の改正などにつきましても、今後国から連絡があれば検討しなくてはならないと考えておるところでございます。

また、教育長からもお答え申し上げます。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

個人情報保護の過剰反応についてということでお答えを申し上げたいと思いますが、個人情報の取り扱いについては、プライバシーの保護等の観点から慎重を期して行わなければならないと考えております。

しかしながら、非常災害時等における子供たちへの緊急連絡簿等については、議員御指摘のように、子供の生命に直結するものもありますことから、市内小・中学校において作成されております。有事の際は機能するように指導をしているところでございます。また、名簿照会等、事案等により、これらの個人情報が流出することがないよう危機管理意識を高めて、そして指導もする機会をつくっているところでございます。

具体的に申し上げますと、市内の中学校の例でありますけれども、学年初めに家庭の状況等についてお尋ねする際に、家庭調査票に書いて提出いただきますが、その家庭調査票の取り扱いについてはマル秘であることを丸印をつけて表示をしております。そして、この票で取得した個人情報は学校の業務目的以外には使用しないことを表示して、さらに、この子供さんが中学校を卒業された場合には、この資料については破棄をすると、いわゆる焼却をするということを表示してお願いしているところでございます。

今後とも子供たちの安全を優先した対処の仕方を確実にして、個人情報保護法に準拠した形で対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

個人情報保護法の義務の対象として、個人情報取扱事業者というのがありますが、自治体はどういう扱いになるのか、また、個人情報取扱事業者というのはどのようなものを言うのかお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

地方自治体につきましては、個人情報保護法に基づきまして民間とは別の枠組みが決められております。これに基づいて、嬉野市の個人情報保護条例を定めております。

民間のほうにつきます個人情報取扱事業者というのは、6カ月以上、件数にして5,000件以上、常時個人情報を保有している者が個人情報取扱業者となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、NPO法人とか、消防団、自治会、PTAなどの非営利団体というのはどういう扱いになるのでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

そういう団体につきましては、この5,000件以上、6カ月以上保有する機関でない限り、この個人情報の取扱事業者としては認定されておりません。ただし、個人情報保護条例の趣旨からしまして、その要件を満たさなくても個人情報保護法、これを尊重する義務はあると考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、もう一回確認ですけど、個人情報取扱事業者については個人情報によって特定される個人の数の合計が5,000を超えなければ除外されるというお話がありましたけど、そしたら、この部分に関しては消防団や自治会、PTAは適正にという部分はもちろんでしょうけど、個人情報取扱事業者ではないというふうにとっていいということですか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

法に規定する事業所ではないということです。法の趣旨は慎重なさいという規定が個人情報保護法には入っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、例えば災害時等の緊急時における連絡名簿や、特に要支援の方の名簿等については現在はどうのように取り組まれているのかお伺いいたします。

また、そういう名簿等がどのランクまでおろされているのかというのを伺いたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

災害時の要援護者の名簿でしょうか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

現在、嬉野市では福祉関係と防災関係で要援護者計画の策定を進めております。現在のところ、まだ案の段階ですが、一応情報の収集を図るべく準備を進めているところです。今はまだ委員会も立ち上げておりません。内部機関だけの協議を行っております。本年度10月か11月ぐらいには委員会を立ち上げたいと考えております。その中で、要援護者の名簿作成とか、そういうことを進めながら、その委員会を設立しまして、その中で協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

委員会を立ち上げてからということですけど、実際に災害が起きた場合にすぐ対応できるのは身近な地区や消防団ということですよ。そういう意味で、この部分がどこにどのような要支援者や高齢者等がいるのか把握できていなければ素早い対応というのができないと思うんですけど、このことについて、先ほどの委員会立ち上げの中で、今後話し合われていくというか、そういう個人情報というか、どこにどういう方がいらっしゃるというような、そういう部分はその委員会の中で今後話し合われていくということなのか。今現在、その消防団のところまでそういう名簿等はおりにあるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

名簿等はまだ作成されておりません。作成したときには福祉関係の部署で保管することになると思います。

ただ、今、現段階でどこまで配布するかという想定ですが、一応警察、あるいは消防署、消防団、あるいは行政嘱託員、民生児童委員、あるいは社会福祉協議会、これらの団体等を想定しております。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

わかりました。このことについては、本当に命にかかわる問題でございますので、しっかりとした取り組みを要望いたします。

そしたら、続いて学校現場での個人情報に対する対応についてお伺いいたします。

先ほどお話がありましたけれども、一番問題になるのが学校の連絡体制表の作成とか、PTA名簿、また年度が変わったときの新入学者の名簿等が地域のPTAとかそういう部分でなかなか掌握するのが難しいという問題があるんですけど、新入学名簿やPTA名簿というのを学校からPTA組織とか地区へ提供するというのは、そういうのは可能なかどうか。もちろん、配慮は当然必要でしょうけれども、そういうことが可能なかどうかお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

PTA名簿は、今はつくっておりません、各学校。つくっているのは生徒連絡簿ぐらいですね。ですので、過去はPTA名簿ということで実はずっとございました、今は生徒さん方の連絡簿。特に塩田地区は、いざ連絡をするときは防災無線がありますのでいいんですけども、嬉野地区はクラスごとに班を分けて、特に中学校は班を分けて、そして、5人ぐらいいたら1番の人が2番、3番の電話番号を教える。2番にかけたけれども通じないときは2番を飛ばして3番に回すということで、いわゆる知っているのは二、三人ぐらいのグループ。そして、一番最後の5人目の生徒が担任の先生に連絡をするというスタイルで統一をされております。そういったことで、いろいろPTA名簿は個人情報条例もございますので、そういったところでは今は出していないというようなところですね。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

そしたら、例えば年度変わりの新入生がこういう形で御家族の家族構成とかは必要ないでしょうけど、こういう子供が今度新入学で入ってきますから、地区のほうにお知らせするというのは今されていないということですよ、現実。もしされていなければ、そういうことが学校側からこういう、今度子供さんが入ってきますというのを、その地区のPTAのほうにお知らせすることが可能なかどうか、そこをちょっとお伺いいたします、配慮を伴った上で。

○議長（山口 要君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えいたしますが、地区の人にやるという場合は、やはり教育目的の範囲内の利用というふうなことが限定的にできる場合は無断ではなくて、本人さんの同意を得た上で得ることは可能ではないかと。文部科学省あたりの指針解説あたりに目を通してありますと、そういう表記をしてありますので、そこら辺については、そういったものを今後さらに研究をしていかんばいかなのやないかと思えます。

P T A名簿があっていた時分あたりは、過去においてはそういう気もとめないでやっている記憶はございますけれども、現状ではなかなか厳しい状況ではないかと思えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

本当に今、いろいろ振り込め詐欺とか、そういう部分で個人情報の流出というのは本当にしっかり対応してやっていかなければいけないと思うんですけど、また逆に、そういういろいろな問題点も今後、課題もいっぱいあるわけですから、しっかりと研究していきたいと、そういうふうに思います。

個人情報保護法につきましては、平成17年ということでまだ3年半ほどしかたっていないわけですけど、その中で、今、私が申しましたようないろいろな問題というのが、また今後いろいろな課題が出てくると思うんですけど、そういった意味でも、市民の方への個人情報保護法のわかりやすい説明とか、Q & A方式のチラシ等も、そういうのも配布したり、また広報啓発活動というのでも必要になってくるんじゃないかなと思えますけれども、その点市長、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この改正が行われた理由につきましては、先ほどお話をしたとおりでございます。実は私たちが今月になりましてから、全職員がこの研修を行ったところございまして、やはり行政として、その個人情報をどう扱うべきかとかということにつきまして、やはり非常に研修をしてよかったなというふうに思っております。

そういうことでございますので、まず私どもが十分承知をするということと、また、市民の皆さん方へも機会をとらえて、また、情報等も提供させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

いずれにいたしましても、アレルギー対策にいたしましても個人情報保護法のこの問題にしても、現場の声をしっかりと受けとめて対応していく。これが大事じゃないかなと思えます。そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口 要君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで3時20分まで休憩をいたします。

午後3時11分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

16番副島敏之議員の発言を許します。

○16番（副島敏之君）

16番副島敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思えます。その前に、傍聴においでの方々に心よりお礼を申し上げます。

まず、議長にお許しを願いたいのは、訂正のほうの、1字欠如しておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

はい。

○16番（副島敏之君） 続

ちょっと申し上げます。

質問書のほうの質問事項の「嬉野消防団の現状と地域防災体制の充実強化」云々と書いてありますが、これは「嬉野市消防団」の誤りでございますので、字を1つ「市」を入れて、欠如しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に移りたいと思います。

今回、私は8月4日、嬉野総合支所において、総務企画常任委員会と嬉野市消防団幹部の方々と意見交換会を行いました。この会合は、前総務企画常任委員会も平成18年8月17日に開かれており、嬉野市消防団より要望事項として消防審議会の立ち上げなど4項目にわたり要望されております。そこで、今回の会合で要望された項目も含め、嬉野市消防団の現状と地域防災体制の充実強化について数点質問いたします。

まず最初に、団員定数の見直しと部再編においてお尋ねいたします。

現在、嬉野市消防団の定数は1,050名で、実質団員は1,041名、うち女性団員43名となっております。なお、分団、部の体系は塩田が1分団から3分団まで、部数が11、嬉野は4分団より7分団があり、分団数4、部数26であります。合併前の両町の団員定数と部数は、塩田が500名、部数11、嬉野は550名で部数26であり、合併をし、現在までの消防団員定数は、ただ両町の500名と550名を足しただけであり、部数にしても11部と26部を合わせた合計37部体制であり、旧両町の消防団員数と部数を合わせたにすぎません。地区によっては年齢構成から新入団員の補充が厳しいところもあるとお聞きしております。

そこで、3年目を迎えた嬉野市消防団員の定数の見直しと部再編の取り組み状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。また、訓練時等の出勤率はいかほどになっているのか、お尋ねいたします。

次に、合併後、移動系無線、これは通常積載車に積んでおります消防無線機のことです。このことが塩田と嬉野間で無線交信ができない状態になっているということをお聞きいたしまして、私びっくりしております。これについて交信ができるようにできないものか、これは市長にお尋ね申し上げます。

3番目、旧町境における火災の場合、出動体制はどうなっているのか、お尋ねいたします。また、その地区で建物火災を想定した合同訓練はできているのか、お尋ねをいたします。

次に、防災行政無線について質問いたします。

嬉野地区の防災行政無線については、老朽化のため、使用されるのは数百台とお聞きいたしますが、これから先、緊急を要する建物火災等を考えた場合、嬉野市全体を考えると、デジタル化による嬉野市全体の整備がぜひ必要だと考えますが、その取り組み状況はどうなっていくのか、お尋ねをいたします。

次に、女性消防団員の広報活動車の確保について質問いたします。

現在、嬉野市消防団員には43名の女性団員が在籍されており、塩田地区より23名、嬉野地区より20名で構成されております。女性消防団員の主な仕事は、防火思想及びそれに関する

広報活動であります。しかし、専用の広報活動車がございません。地域防災体制の充実強化を図るためには、通常より市民の方々に防災に関する広報活動が強く今後求められていくものと考えます。

平成19年の市内の火災は12件でございます。これからますます1件でも火災を減らすためには広報活動の充実を図らなければならないと思いますが、市長の考えを求めます。

なお、この件につきましては、消防団幹部会との会合でも強い要望があったことを申し伝えておきます。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

16番副島敏之議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、嬉野市消防団の現状と地域防災体制の充実強化についてでございます。

嬉野市の消防団につきましては、嬉野町、塩田町それぞれの消防団の歴史を踏まえ合併をされたところでございます。日ごろの錬磨により、防火、防災対策にすばらしい成果を上げていただいております。

先日開催されました佐賀県消防大会におきまして、ラップ隊が参加され、堂々2位にいられたところでございます。2カ月にわたる厳しい訓練の成果が出たものと敬意を表します。

さて、お答えでございますけれども、現在の団員につきましては、御発言どおり1,050人の定員になっておるところでございます。合併以前の定員といたしましては、嬉野町550人、塩田町500人で行ってまいりました。近隣の市、町と比較いたしますと、多い団員数になっておるところでございます。今後は定数の見直しを行っていかねばならないと考えます。

以前の塩田地区の人口比におきましては、1,000人当たり41名、嬉野地区は1,000人当たり28名となっております。平均的な組織に変更しなくてはならないと考えております。また、各分団の整理統合も必要になっております。地域内での若い消防団員の不足などもありますので、消防団の協議をお願いしているところでございます。全国でも見直しが行われておりますので、嬉野市内でも団長から5分団、7分団の今後の見直しについて指示もあつておるところでございます。

次に、出勤率につきましては、幹部団員の御努力もあり、63.4%以上が確保されておるところでございます。

次に、移動系無線につきましては、現在システムの違いもありますので、市内全域で統合ができておりません。今後、統合に向け検討を行ってまいりたいと思います。

次に、御発言の旧町境の火災消火につきましては、旧町の出動体制がそのまま継続されて

おるところでございまして、塩田町、嬉野町地区での出動体制となっております。しかしながら、団長の指示があれば、近隣の団が区別なく出動されるようになっておるところでございまして。また、建物火災などに対応する総合訓練につきましても行っておりますので、対応はできるものと考えております。ことしも11月9日に旧町境の式浪、三坂地区と五代、長谷地区での訓練も計画されておるところでございまして。

次に、嬉野地区の防災無線につきましては、現在900台のうち450台が利用されております。消防団幹部や行政嘱託員宅などに設置いたしておりますので、緊急時や広報などに利用されております。できるだけ早く塩田町の防災無線の仕組みを拡張することが考えられますが、塩田町の防災無線が現在アナログ方式になっておりますので、国の方向性としてはデジタル方式への変更を進めておるところでございまして。そのようなことでもございまして、二重投資にならないよう、しっかりとした計画を立てる必要があります。

しかしながら、デジタル整備をすれば市内全域での配置となり、多額の予算が必要になってまいります。来年度には財政計画に取り組むための基本的な検討を予定したいと考えておるところでございまして。

次に、女性消防団員につきましては、御多忙の中、防災、防火の広報活動を行っていただいております。また、家庭訪問をしての防火指導なども行っておるところでございまして。高齢社会の中で、家庭と消防団のつながりを深めるためにも独自に活動も行っていただいております。

広報車の配置についての御意見でございまして、専用車両の配置につきましては、効率的ではございませんので、集中管理車の有効利用は考えられるのではと考えております。現在、青パト防犯パトロールにつきましては、専用車ではなく、予約により利用できる方法で巡回を行っておりますので、巡回の際に女性消防の告知ができる方法を研究していければと考えておるところでございまして。

以上で副島敏之議員のお尋ねについてお答えといたします。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

それでは、順を追って再質問を行いたいと思います。

最初に、定数のことで市長のほうから答弁がございましたが、今の定数についてはやはり若干多いと。近隣市町と比べましても、私の調べたところによると、鹿島市は782名、人口的には若干鹿島市が多いわけですが、そのような数字になっておるということを含めて市長答弁されたと思いますが、実は、この定数もさることながら、まず各部の部員の数が非常に小さ過ぎる部があるわけですね。また、大き過ぎるものもあります。一番小さいのが定員が12名というのがある。それから14名、大きいのは62名と、この辺をやはり何とか、こ

れはもう塩田町消防のときからでもいろんな問題があったわけですが、合併して市長、やはり定数の見直しもさることながら、まず部に所属する団員の人数、これについてやはりこれとあわせて分団も考えていかなければいけないと。団長については5分団の編成ということもありましたが、この辺もうちょっと市長、どういうふうにお考えになっておるか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在、消防団長のほうから検討事項として提示されているということでございますので、議員御発言のような趣旨も踏まえておられるんじゃないかなというふうに思います。おおむね嬉野地区につきましては大体1行政区に1部と、統合したところもございますけれどもですね。それから、塩田地区には大体複数の行政区で1部というふうな形になっておるようございまして、そういうふうになっておりますので、そこら辺については当然統合という方向についても検討すべきであろうというふうに思っております。ですから、定数の各部の団員数のいわゆる多い、少ないというものはあるわけでございますが、当然そういうところからも来ているのではないかなというふうに思っておるところでございます。

もちろんいわゆる定数の見直しと部の見直しというのは当然であるわけございまして、今後検討していただくとお思いますけれども、しかしながら、私としては消防団活動の重要性ということも十分踏まえていただいて、やはり消防団の職務というのが非常に崇高なものがあるわけございまして、そこに努力していただいている方々のお気持ちということも当然あるわけございまして、ですから、当然効率的には考えていかなければならないわけございまして、そこら辺のことを踏まえて、まずは団のほうである程度方向も出していただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

この件につきましても、せんだっての我々の総務企画常任委員会と幹部会の中でも意見が出たわけでございます。その中で、どうしても部によっての人数の格差というのが余りにあり過ぎるので、今後については地域住民の方々の意見も踏まえながら、行政としては消防審議会を立ち上げていただきたいと、こういう幹部からの要請もございました。市長御答弁いただきました消防の職務についての責任感といいますか、これについては消防団の、私も32年おりましたけれども、やっぱり消防団というのはみずからの地域はみずからが守るとい

精神に基づきまして地域住民を中心とした組織であるわけです。そして、地域防災体制のかなめとして地域の安全確保のために大きな役割を担っておると、これは市長答弁でもおっしゃいましたとおりでございます。こういうことで、行政は住民の生命、財産を守るというのは一番最たる目標の一つでございますけれども、消防団のあり方、役割は今市長もおっしゃったように、地域と密着しながらの役割でございますので、これは非常に私としても難しい問題だと思うんです。ただし、やはり合併したからには市長、この辺もよその部と見た場合にこれは時間をかけてでも地域の住民の方々とは協議をして、そして穏便にやはり部の再編を、あるいは分団再編をぜひこれはしていただきたいなというふうに思いますが、もう1回市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今、団長のほうから一応検討事項ということで、団で協議をしていこうという話し合いが指示をされているということでございますので、その結果につきましてはお聞かせいただいで、私なりに判断をしていきたいと思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、それぞれの部で非常に苦勞しておられるところもございまして、また団員確保ということでの、いわゆるやめられた後の地域防災をどうするのかという課題もございまして、できましたらそういうところまで踏まえて検討をしていただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

総務課長にお尋ね申し上げます。

一番近いところでやめられた、退団された一番最年長者は何歳でやめられたのか、お尋ねします。わかれば教えていただきたい。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

済みません、一般団員の方はちょっと把握しておりません。最年長者といたたらもう団長しかいないわけですが、一般団員の方は、済みません、50代の方だったと思っておりますが、はっきりとはわかりません。申しわけございませんが。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

幹部団員じゃなくて、一般団員としてやめられた、それをお尋ねします。わかる方で結構です。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

済みません。嬉野地区の消防団のほうが年齢の高い人が多いございまして、本人が手を挙げているようございましてけれども、53歳が大舟と、それから西川内地区にいらっしやいました。それで最高齢でございまして。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

びっくりしたんですが、本人が今手を挙げておるけど、53歳ですか、これは。55歳。（「50までです」と呼ぶ者あり）50まで、そうですか。いや、びっくりしますけれども、これは旧塩田町といいますか、塩田町時代は合併するまでは大体40までで退団をしております、一般団員はですね。だから、やはり嬉野地区においては市長が今行政区単位でと言われた、それが来ておると思うんですね。それはやはりその地区の今までの歴史的な経過があると思います。ただ、やはり今、塩田と嬉野と合併をいたしまして、旧塩田町も団員確保には非常に苦労しておりました、実際。分団でとにかく対応するというふうな形でしておりましたが、実際今の現実の社会において、自宅におりながら、自宅で商売、あるいは跡取り、あるいは家事を手伝っておると、始終大体自宅におる人が非常に少ないわけですね。8割、9割方がほとんど勤めなんですね。ですから、昼の火災についての出勤率というのは物すごく少ないわけです。ですから、その辺もあわせて、実際塩田においては遠距離に勤め先があるとか、あるいは夜間作業が多いとか、いろんな日曜日もとても日曜休みじゃないとか、いろんな状況がありまして、そういう方は最初から、もうしばらく状況が整ってからということで30超えてから入団するとしておる方もございまして、一番少ない部でも18名というのもあったんですが、それは18歳に高校卒業してすぐに待ち構えて入るというふうな状況がございまして、私が消防をやめる前にそれを18名と、その当時17名ですけれども、合併をいたしました。

そういう経過で、その当時やはり部落の人も自分たちの多少の部の助成金といいますか、それをいただいておりますもんですから、非常に部落として拠出金は消防に対してが一番大きいわけです。そういうふうなことも踏まえて塩田町の合併にも相当な時間がかかりましたけれども、やはり自分たちの将来のことを考えて成立したわけでございまして、今後、今、

年齢を聞きまして本当にびっくりいたしまして、これを市長、とにかくこれにつきましては地区別にもいろんなことはありましようけれども、一番困るのは部長がなったときに操法大会とかそういう対外的なことがあるときに、部の小さな部長さんは物すごく悩まれるんです。そしたら、火災、あるいはそういう緊急体制のときに自分の部から消防車を出すわけにいかんと。やはりせめて3名から5名以内と、出ても何も消火活動はできないわけですから、実際。ですから、そういう面も実質に伴ってやはり今後は部の編成は考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に行きますが、合併後の積載車についておる消防無線機について、交信ができないということで私も実際びっくりしたわけですが、市長としては多少お金がかかるもので今後検討したいというお答えでございましたが、これは幹部会でも出ましたけれども、これ消防無線が、消防車、いわゆる無線が通じないと、嬉野と。これは次の3の町境とも関連しますが、一たん緊急の場合になったときには、そこに団長がいなくても、そのときの一番上司に当たる者が指揮権を持つわけです。ですから、これは無線機がないと指令が出しようがないわけですよ。ですから、これは私もびっくりしたんですが、まずは、現場に着く前にまず火災の現場を的確に把握しながら、その上司たる者は次々と連絡をとって、また行政とも無線で交信していくわけですが、ところが、この4番、3番との兼ね合いも一緒になって恐縮ですが、旧塩田町だけだったらチャンネルを合わせておけば交信できるんですが、これは全く違うんですから、できないわけですね。ですから、旧塩田町においては無線を使いながら、しかも混線する可能性があるもんですから、人動的に走って放水のときには必ず確認をしておりました、危険を伴いますので。だから、これについては実際3番とも関連しますが、これは出動体制はあくまでも町境は両町からということもお聞きし、市長からも答弁ございましたけれども、町境においてそういう緊急事態が起きたときには、これは本当にどうするのかなと私非常に不安でならんわけです。危惧するわけです。

例えば、住宅地において嬉野地区のああいう今、式浪、三坂ですか、あの辺に相当な住宅地ができております。その点、万が一火災が起きた場合、あるいはそのときに風が相当に吹きよった場合に、少しでもやはり1軒でも早くとめにやいかんといった場合に、やはり経験者たるその一番団長なり長の人々が指揮命令を発するわけですから、これについては両町でその境については出動するという事になっておりますので、これは是が非でも私は積載車に無線がないということはどうもこうもなりません。中継にも入れませんよ。基本は消防車は常に、部下にも言っておりました、まず火点を見た場合に水利に行くのが消防の基本なんです。それからあとは中継をしておったんですね、当然。ですから、万が一のために消防団はあるわけだし、そのための訓練を行っておるわけですから、旧塩田町と旧嬉野町の積載車の消防無線ができないということは、もう2年半たっておるわけですから、これは費用がかかろうと、私は市長にぜひこれはしていただかないと、市民の安全確保はで

きませんよ。ぜひこれは財政等々の問題があろうと思いますが、せめてこの無線交信はできないと、嬉野と塩田町境のあの密集地帯の住宅地におられる方々については、安心・安全は、とても心安らぐことはできないと思いますので、再度市長に、その両方が旧塩田町と旧嬉野町の積載車移動無線がスムーズにできるような対策をとっていただきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現状は議員御発言のとおりでございますので、消防としてはどちらかに機種を変更するのかということもございましょうけれども、しかし、能力の問題もございまして、一番いいのは周波数の統合ができれば一番いいわけでございますけれども、そこらにつきましてはこれから検討してまいりたいと思いますが、できるだけ早く取り組みを努力をしたいと思えます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

ぜひ市長前向きに御答弁いただきましたので、やはりいろんなどちらかに機種を変えれば簡単にはできるわけですね。そのことも含めてひとつ前向きに検討していただきたいと思えます。

そして、次に3番目にも入りますが、先ほど申し上げましたが、これは建物火災を想定したいわゆる両町境の一緒になった訓練はできたんですかね、できなかったんですかね、その辺をもう一度担当からでもいいですけれども、できたのか、できなかったのか、しようと思っておるのか、その辺をはっきり答えてください。

○議長（山口 要君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町境における火災の場合の合同体制ということで、どうなっておるのかということですが、この前の幹部会議で話し合いをいただきました。今のところ現実的には合同的行動はできておりません。これらも含めまして、この前の幹部会議で合同した訓練と、それから合同した出動体制を決めようということで話し合いがなされています。とりあえずまず合同の訓練を秋の訓練でやろうということに決まっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

この前にはそういう会議の、消防団幹部会のときにはそういう話もありました。しかし、団長と話しておりまして、やはり先ほど言われました、無線交信ができないために今までも何回か計画は立てたと。立てただけけれども、どうしてもそこがネックになって、無線交信ができないことがネックになって訓練ができなかったということでございます。今、支所総務課長からの答弁によりますと、秋にはですね、無線交信を除いた訓練の仕方というのも当然あると思うんですね。しかし、これは何にもしないよりはましですけども、実質、訓練であるからこそできるんですが、実質のあれはなかなか難しいと思うんですね。ですから、これについては一応市長のほうからも何らかの前向きということでございますので、これは担当課長としても、やはり支所内の会合等についても、このことについては強く担当課としても要望していただきたいなというふうに思います。

次に、防災行政無線についてお尋ねいたします。

塩田については、これはアナログ方式ですが、約3,000戸全世帯についております。しかし、それによって緊急の場合についての情報もすぐに全家庭わかるわけでございます。場所も最近では若干わかりにくい点もありますけれども、消防署の本部から機械的な、人工的な声でどここの場所の東何メートルと、等々についての説明がすぐあるわけです。ですから、聞いた住民もその場所等々は建物火災であれば建物火災と、あるいは車なら車と、そのほかについてはその他の火災等々についての説明があるわけですが、嬉野については、先ほど市長の答弁の中では450台程度で、消防の幹部とか、あるいは囑託員さんとかということですが、これについても非常に費用がかかる問題ではございます。費用はかかるんですが、これもやはりこれは防災だけじゃないんですね。例えば、きょうの一般質問の場合も、きのうの7時50分からの放送も塩田町民3,000戸すべて放送がなされます。それから、けさの6時50分にも本日の質問者は何々だという担当のほうからの声が一斉に3,000戸に流れるわけですが、嬉野には全戸には流れていないということですね、総務部長。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（森 育男君）

お答えいたします。

防災無線の今の整備の体制でございますけれども、旧両町の整備に当たっては当然違いがございますので、嬉野の地域については流れていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

これは防災もさることながら、行政的なお知らせ等については非常にこれは不均衡だと思うんですね、総務部長。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、これいつごろになるんでしょうかね。市長でもいいんですけれども、いわゆる行政からの通知、あるいは報告、いろんな赤ちゃん健診からいろんな非常に生活に密着した行政的な情報が流されておりますけれども、塩田の皆さんは聞いておるわけですが、嬉野の市民の方には余り知らされていないということになるんでしょうか、どうですか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野市の防災無線につきましては今、塩田、嬉野の違いがあるわけでございまして、御指摘のとおりになっております。ただ、嬉野町のほうにつきましては、以前より少し早目でもございましたけれども、CATVとの関係をつくってございまして、火災の発生状況と、またそれから文字放送等を使いまして行政情報を流してきたところでございまして、そういうことでございまして、若干取り扱いが違っているということでもございます。

それで、統一をしなくてはならないわけでもございますが、御発言のように嬉野が台数が少ないということで、嬉野だけ整備をいたしますと、塩田との統合によりまして、いわゆるアナログ方式での整備になるというふうになるわけでもございます。しかしながら、今、国の方針としては、デジタルの整備について進めているわけでもございまして、嬉野だけ先行してデジタルで整備するというのも考えられますけれども、そうなりますと、今度は塩田のほうに情報が流れないということになりまして、そういうことで国の動きを見ながら、取り組むならばやはりデジタルで取り組まざるを得ないのではないかなというふうにも今考えておるところでもございまして、そういうことで先ほどお答え申し上げましたように、そうなりますと費用が相当かかりますので、いわゆる計画がどれくらいでできるのかというのをちょっと来年度検討していきたいというふうにも考えておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

今、市長答弁されましたけれども、私も国のほうでも所管にもお尋ねをいたしまして、全国的にも、あるいは常備消防、あちらのほうにも問い合わせ等々もしましたけれども、やはりあと2年ぐらいですか、全部デジタルに変わっていくと、常備消防のほうもですね。そ

して、国のほうもデジタル化を進めておるといふうなことでございまして、今、市長答弁もありましたが、やはり一括してするとすると、最初の答弁にありましたように二重投資にもなります。しかし、片方だけ、嬉野だけすると、塩田と今度は合わないといふうな問題も当然出てくるわけですが、やはりこの辺が、これは、あとは行政の手腕であり、財政の逼迫したところで本当にしにくい状況であるということは十分わかりますけれども、これは、私は財政も当然難しい状況にあると思うんですが、今のこの現代社会において何が一番必要か、そして何が一番欠けておるか、欠けたところにはどういうことが起きておるのかと。今テレビ等々でいろんなことでもめたり、あるいは国も失敗してみたりいろんなことがあっておりますけれども、やはり何かというと、今までの情報がわからんやっただと。まさかこういうことをやっておるとは思わなかったと、そういうのがやはり大きな事件の真相が、最初の情報が伝わってないというのが多くあるわけですね、市長。これはもうるる事件等々を言う必要もないと思います。皆さん御存じのとおり。ですから、これは財政課長も大変だろうと思いますけれども、これについてもやはり生活に密着した、これは健康も含めてすべて家庭生活を含めた情報提供というのはやはり嬉野市全世帯が同時に受けるということは非常に大事なことだろうと。私は、これは基本的人権に近いものじゃないかとさえ思うんです。ですから、知る権利といいますか、行政はお知らせする義務があるわけです。ですから、財政が非常に厳しゅうございますけれども、これもまた市長が頭をひねって、いつかは余り長いことを置かないで決断する時期がありやせんかなと。とにかく情報が一緒に生活密着型でないと、行政が1つの枠の中にはなかなか入ることは難しいと思うんです。非常に市長何回でも申しわけございませんが、非常に難しいと思うんです。難しいと思うんですが、住民の方は、あれっ、そうかいなど。我々だけかいなど。塩田の者は知って、我々は知らんやっただかいなどいふうなことになっては私はまずいと思いますので、その点、再度市長のほうから御答弁をお願いしたい。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどと重複しますが、今後の整備につきましては、やはり国の全体のいわゆる電波の取り組みの流れに合わせていかなければならないと思いますので、デジタル化を目指して努力するべきだと。そうしないと、議員御発言のように、塩田地区のほうには情報が流れないとか、嬉野地区には流れたとか、またその逆の方向もあると思いますので、そういうふうなことを検討していきたいと思いますが、統一してやったほうがいいんじゃないかなと今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

この質問については、当然大きな財が必要なわけでございますので、簡単にはなかなかいかないと。ただし、市長御答弁になったように、片方の町にはついて、片方にはついてないと。そういうふうなことのないように国の方針等々も十分に把握しながら、できるだけそれも実現できますようにひとつ御努力をお願いして、次の質問に行きたいと思えます。

最後になりましたが、女性消防団員の広報活動についての専用車がないということで一応質問をいたしました。市長の答弁では、専用車がなくてもほかのとで間に合わせができるんだというふうな、簡単に言えばそういうお答えだったと思えますが、これは市長、総務省の消防庁が平成16年3月、消防庁から全国の都道府県の消防担当に送られた文書を私は見ておるんですが、これについては簡単に申し上げますと、地域防災体制の充実化に向けた消防団員確保がぜひ必要であると。その中で女性団員の入団を促進し、そして各消防団の活動実態に合わせて女性消防団のやるべき仕事、任務を強化してもらいたいと。これについては各都道府県、全国の市町村長のリーダーシップを求めると、こういうふうに書いてございます。

ですから、私は女性の消防団員が43名入団されたことは非常に喜ばしいと思うんですね。現在、広報活動は総務課に配属されておられるかもしれませんが、あの赤い自動車で火災予防週間についてされておるように私はお見受けをいたしますが、やはり今後43名の部員さんが、しかも正式に団員として認められて制服もございます。だから、私は常時、通常、女性隊員の皆さんが、火災予防週間は春、秋2回しかございません。年に2回だけ何かお祭り騒ぎの年中行事みたいにパトロールするといったって、それはもうテレビでも何でも流しておるわけですよ。やはりそこの市の方向づけをびしっと出すという意味からも、また消防団員になられた女性消防団の士気高揚にも私は関係すると思うんです。ですから、私は軽自動車でも構わないと思うんですよ。

私はよそに行って軽自動車の広報車を見たことがあります。これは警察のことですが、警察も最近、軽の広報車を持っておられます。びっくりしました。あらっ、この軽で追いつきゆっかな、これと思った。しかし、やはりこれは私のちょうど知っておる人がおったから、いや、これは大体広報活動に使うというふうなことでございますが、我が消防団においても兼務をしているんですが、これはあくまでも先ほど言いましたように年中行事に入った日に限ってやっておるわけですね。しかし、この消防の防火思想といいますか、これについては毎月でも私はやってもらいたいなど。

消防団の部については月2回の機械点検を行っております。常にいつ動かにゃいかん、動かないようなことがないように大体2回は定期検査を行っております。ですから、せっかく43名もの女性隊員が志を新たにしてお入りこられたわけですから、23名、20名、計43名、私

はこの方たちに自分たちだけで担当課と協議をして、年中に1カ月に1回なりともそれを巡回しながら、隊員が巡回しながら広報活動を行うと。実質19年にも12件火災が起きているんですね、市長。火災がないということは全然ないわけですから、やはり火災を少なくするのは防火思想の啓蒙が一番だと思うんです。いろんな原因はあろうかと思いますが、私は兼務して今使っているような方法じゃなくて、言っちゃなんですが、軽自動車でもいいと。そして、マイクはボリュームを上げれば、十分に市内の各地へ、嬉野市内全部に行き渡っていくんじゃないかなと。これをすれば、女性隊員を入れた、広報活動が主なんですから、それが非常に効果があろうし、数字的には出ないにしても、火災の減少化につながると私は強く思うのであります。

ですから、何も大きい広報車を準備してくれなんては申し上げません、軽自動車で私は結構だと思うんです。しかし、マイクはボリュームを上げて、そして月に最低1回ぐらいは防火思想をお訴えしていただきたいということを切に願っておるわけですが、市長は先ほどは、早く言えば要らないというようなことをございましたけれども、私は絶対必要じゃないかなと思うんですが、この辺再度、市長のほうから御答弁願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

女性消防団の活動につきましては高く評価しているところでございまして、またぜひ永続的に努力していただきたいと思っておりますし、私どももそのお手伝いをしなくてはならないと思っておるところでございまして、広報車が要らないということでお答えしたわけではございません。私どもは、御存じのように集中管理制度をとっておりますので、集中管理のシステムの中に入れていけばちゃんとした車が準備できますので、そのシステムの私どもの業務の一つとして、女性消防団員の方がスケジュールを組んで努力をしていただければ、集中管理の中に入れていけば車が手配できるというふうにお話をしたわけでございますので、その広報のやり方とか、その車が女性消防団員が乗って回っていただいておりますよという表示の仕方については、これからまた検討すればいいんじゃないかなと思っておるところでございまして、ただ、まだ発足して2年ちょっとでございますので、女性消防団員の方の負担にならないような形で取り組んでいただければと思っておるところでございまして。

もう1つは、やはり事故とか責任の問題とかそういうものを公務でございまして、どのような形でクリアをするのか、そういうこともぜひ検討をしていければ対応できるんじゃないかなと思っておりますので、ですから、例えば、今の青パトにしても集中管理の中に入れて、例えば、水曜日は何時から何時までは青パト隊が使えますというふうなことでうまく回っているわけでございますので、そういう点では利用していただけるんじゃないかなと考え

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

集中管理でと市長おっしゃいましたが、私は道路のそばに住んでおりますが、女性部員の広報活動は、火災予防週間を除けばほとんど聞いたことはないですね。ですから、私は申し上げておるんですね。そりゃ火災予防週間は春と秋あるんですが、多分それだけ。担当課、それ以外にしたことありますか。総務課長でも総務部長でも、総務課長、女性部隊で、そこに団長が同席したと思うんですね。女性だけで火災予防週間以外に防火思想なり、いわゆる広報活動をした経歴はございますか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

広報活動ではありませんが、女性団員が消防団幹部と独居老人、あるいは老人世帯の防火についていろいろ家庭を訪問したことはあります。ありますというよりも、年何回か計画的にやられております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

今、課長のほうから独居老人等と、これは私はいいことですね。これは非常に火災が出て本当不幸にも死亡者が出るのはほとんど独居老人なんですね、逃げおくれ。そして通報もおくれるというようなことで、今、総務課長から幹部の方と一緒にそういう独居老人をするということ、これも非常に私はいいことだと。これはもっともっと市民にその活動方法については知らせはしておると思うんですが、もっとやはり部員の活動方向をもっともっと知らしめる必要があるんじゃないかと思いますが、総務課長、今後についてのその女性隊員の行動についての案がもうちょっとあればお知らせ願いますか。どちらの総務課長でも結構です。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

女性団員の方も今仕事をお持ちなんですね。平日に活動というのは非常に厳しいものがあります。それと女性団員2人、3人で活動された場合に危険が伴う場合もありますので、今のところ消防団の幹部、副団長クラスが1人必ずついて回るような状況です。今後の活動に

については、また市長答弁どおり活発な活動を行われると思いますので、そのときはまた活動の仕方について事務局と相談しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

先ほど市長、保険についても触れられましたが、これは総務課長、保険は普通団員もかたっておりありますね。だから、女性も当然かたっておると思うんですが、一応確認をしておきます。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

全団員分すべて保険対象です。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

それでは、最後になりますが、市長にお願いと要望をして終わりたいと思いますが、私は今回この消防の行政といいますか、いわゆる充実を図るためと、このただ1本に絞って一応私はここ数日間いろんな検討をしながら一般質問を行ったわけでございます。やはりすべて予防をしておけば、何事についてもそういう被害等々は少なく済むわけでございます。ですから、いろんな要望等も私なりに申し上げてきましたけれども、これはすべて財政がかかわる問題でございますので、市の財政を預かる一番トップの市長としては、これもやります、あれもやりますということはなかなか言えないと思います。十分承知でございます。ただし、これは私なりに市民の安全・安心を確保するのは市長の務めだと私は強く思っております。それに我々議員もそれをよければ大いに後押ししていくというのが議員の宿命だと私は思っておりますので、これから先いろんなこの何項目か挙げましたけれども、できるものから私はぜひ市民の安心・安全を確保できるように、谷口市長はやるときはやるぞというのをぜひ見せていただきたいということを強くお願い申し上げて、最後に市長の決意のほどをお伺いして、終わります。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

本日御提言をいただいたわけでございますので、長期にわたる課題もありますけれども、できる限り取り込めるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

これで副島敏之議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 21 分 散会